

平成 26 年 12 月 9 日 (火曜日)

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

平成26年第12回南三陸町議会定例会会議録第1号

---

平成26年12月9日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君
副	町	長	遠	藤	健治君

会計管理者	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	仲村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	羽生	芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

#### 監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	芳賀	俊幸君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

---

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

三浦勝美

---

議事日程 第1号

平成26年12月9日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変12月初めにしては寒い日が続いております。体調管理はしっかりと行っていただきたいと思います。きょうから12月定例会でございます。活発かつ円滑な議会運営にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第12回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番村岡賢一君、6番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から12月16日までの8日間とし、うち休会を13日、14日、15日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの8日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されてお

ります。

次に、一般質問は、三浦清人君、小野寺久幸君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、及川幸子君、山内昇一君、以上6名より通告書が提出され、これを受け付けております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 総務常任委員会の所管事務調査の報告であります。ただいま、事務局が概要を説明いたしました。その補足という形でお話をしたいと思います。

平成25年度末に41戸であった造成完了団地は、平成26年度には240戸まで増加する。一日千秋の思いで新居の建築を待ち望んでいる町民に対し、一日も早く高台の宅地を引き渡すことは、当然のことながら町の総力を挙げて取り組むべきである。

しかし、現地調査の結果、新たな課題が浮上していることも明らかになった。引き渡しされた宅地にいざ住宅を建築しようとした際、地盤強度不足で再調査を余儀なくされ、待ちに待った生活の再建がおくれるという事例は、堺団地以外にも町内外で幾つか聞かれている。震災から3年以上苦しい生活に耐えてきた町民にとって、このニュースは余りに重くつらいものである。

藤浜団地では住宅建築が進み、新たな生活が始まっていたが、いまだ防犯灯やごみ集積所が設置されておらず、せっかくの再出発にいささかの暗い影を落としていた。

生活センター西団地は、これは歌津地区であります。生活センター西団地は、平成26年12月下旬から宅地引き渡しを見込んでいるが、主に2つの行政区からの移転が行われる予定であり、字界の変更等を含め、どのようなコミュニティーの形成を図っていくかというこれから

の課題が見受けられた。

また、ことしの8月から入居が開始された災害公営住宅には、今もなお空室があるとともに、既に家賃等の滞納が発生しており、今後の維持管理にも課題がある。

このような事業の進展とともにあらわれてくる新たな課題を全て予測し対応策を展開することは、現実的には不可能に近いかもしれない。しかし、町の総力を挙げて取り組むとは、その可能性にすべく不断の努力を続けることである。

南三陸町は、過去に誰も経験したことのない新たなまちづくりの最中にある。劇的に変わりゆく町の中で、特に見過ごされてしまう町民の声を聞き、町政に反映させていくため、当委員会では引き続き震災復興の取り組みについて調査を継続していく。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま職員をして朗読したとおりでございますので、8ページの結びを朗読いたしますので、よろしくお願ひいたします。

震災を乗り越え作業所に通っている障害者は、地道な作業をしながら自分たちの居場所を確保しているが、町内の障害者の割合から見ても参加人数がそう多くはないと思われ、みずから之力で収入を得ることが自信につながり、メンバーの就労意欲を高めることにつながるが、作業所等に通わず閉鎖的な生活を行っている障害者にも社会参加の機会をふやす工夫も必要である。事業所と家族会だけでは偏ったサービスになるきらいがあるので、町全体を見てニーズを拾い上げ雇用の拡大を図るために、一般の企業主のさらなる理解と支援も不可欠である。

新しいケアセンターの利用や新役場庁舎のカフェテラスの運営に大きな期待が寄せられているので、障害者と健常者がともに普通の生活を目指した障害者福祉施策の充実を望むものである。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出され

ておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま事務局をして説明があったとおりでございますが、本町の1次産業、農業部門ですが、今復興・復旧途上にございます。そういった取り組みについて大きな課題ですので、引き続き継続調査といたすことにしました。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任委員会調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ただいま事務局を通して朗読のとおりでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要な部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

ただいま事務局長が朗読したとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ただいま事務局をして朗読説明のとおりであります。お取り計らいよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会行財政改革に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ただいま事務局をして朗読説明のとおりであります。お取り計らいよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第12回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成26年第11回臨時会以降の行政活動の主なものとして、国民健康保険医療費の一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額の免除措置についてご報告を申し上げます。

本年度における免除措置につきましては、国による東日本大震災に係る保険者への財政支援の拡充を受け、全壊または大規模半壊以上の被災者等で住民税非課税の世帯を対象に実施しておりますが、現在の被災者の状況及び沿岸被災市町の動向などを勘案し、平成27年度においても、同様の内容で継続して実施いたしたいと考えております。

また、後期高齢者医療保険における医療費の一部負担金の免除につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合長からの免除措置の継続の提案に対して、35市町村全てが賛同しており、去る11月26日付で継続実施の決定の通知がありましたことをあわせてご報告いたします。

なお、この3件につきましては、平成27年度の予算との関係から、いずれ改めまして議会に提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時24分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 工事請負契約の5ページのその3ということですが、結果として、下段の寄木線の崩落した箇所だろうと思いますが、現在、仮設というのか、仮の復旧工事をやっているんだろうと思いますが、その工事の経過と、それから、これからこれは来年度予算でやるんだろうと思いますが、調査、設計業務というようなことでありますが、本工事の中身、いつまでに完成する計画でこれから取り組むのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ございます。

現在の状況でございます。とりあえず通行が可能なように仮復旧しようということで、当初

工事を発注しているところでございます。基本的には、路面に堆積した土砂を撤去ということで工事を着工したわけでございますけれども、のり面にもまだまだ不安定な土砂があるということで、当初500立米と見込んでおりましたが、それが4倍程度の土量の今搬出をしていくという状況でございます。今後、安全を考えまして山側に土どめの構造物をつくって交通を開放するということで、今現在仕事を進めている状況であります。

それから、本復旧、今回、コンサルと契約をしておりますけれども、基本的にはコンサルの調査結果を待って具体的な工法を決定したいと考えております。今わかる範囲で申せば、のり面、とりあえず不安定な部分を取り除いたということで、必ずしも安定勾配ではないということでございますので、もう一度山を切り直して安定勾配に、要は寝せるといいますか、のり面を緩くするという工事をして、それでそれにプラスしてどういう対応が必要か、それは調査の結果を待って決定したいと考えております。町の考えとすれば、前回の議会で申し上げましたとおり、多額の工事費を必要といたしますので、国の補助事業を導入して工事を実施したいと考えております。現在、それにつきましては、国に要望しておりますが、まだ回答が来ていないと。回答が来次第、予算の計上をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その仮復旧が終了して、使用できるのはいつごろになるのか。

それから、計画として、本復旧の完了、いつごろを目指すのかというようなことなんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当初、12月、今月いっぱいということでご説明をしているところでございます。なるべく今月いっぱい完成したいということで現場では努力をしておりますが、若干おくれそうだという感じでございます。土量がふえたということで、その分だけ工期が延びるというふうに考えております。

それから、本復旧の完成時期でございますけれども、基本的には27年度中に完了したいとは考えております。ただ、これも先ほど申したとおり、国の予算の関係もございますので、予算のつき状況によるかと思っております。基本的には1年の工期と考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

準備のためちょっと休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは再開いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番三浦清人君。質問件名、1、条例制定について。2、焼却灰の最終処分場の建設について。以上2件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇、発言を許します。14番三浦清人君。

〔14番 三浦清人君 登壇〕

それでは、通告しておりました2件についての一般質問を行いたいと思います。

第1点でありますが、条例制定についてということで、質問要旨は、本町も中小企業振興基本条例を制定すべきではという内容のものであります。この条例、中小企業振興基本条例、聞きなれない言葉、文言でありまして、私自身も最近になって知った状況であります。といいますのも、私が調べた範囲内では、この条例を制定しているところを見ますと、宮城県では少ないといいますか、なかったような気がいたします。宮城は2つありましたか。近場ということで、山形県の内容を調べたわけであります。そういうことで、この我が町にもぜひ必要な条例ではないかという思いから的一般質問であります。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦議員のご質問の1点目、条例制定についてお答えさせていただきます。

本町も中小企業振興基本条例を制定すべきではとのご質問でございますが、この基本条例は、議員もご承知のとおり、地域経済の発展を中小企業の振興を中心として活性化を図るため、その基本的な方向性や町、中小企業、町民など、それぞれが果たすべき役割を明確化する理念型と言われる条例であります。中小企業基本法の抜本的改正や中小企業憲章の制定などを背景に、低迷している地域経済の立て直しを目的に、日本企業のほとんどを占める中小企業の振興策が必要不可欠であるとの認識のもと、全国的に制定の動きがあり、平成26年4月1日現在で113の市区町村で条例制定がなされ、県内においては、塩竈市、白石市で既に制定済

みで、仙台市あるいは山元町でも制定に向けた取り組みがあると聞いております。

本町におけるこれまでの中小企業の振興策といたしました条例の整備状況は、南三陸町企業立地奨励条例に基づく優遇制度や南三陸町中小企業振興資金あっせん条例による経営支援などを展開しており、本年度からは振興資金の利子補給制度を導入するなど充実を図っているほか、独自支援策として、南三陸町起業支援補助金制度も設けているところであります。

しかしながら、地域経済の再建が必須となる本町においては、震災により壊滅した状態からの復興を下支えし、その牽引役となるべき中小企業への期待は、今後ますます大きくなることは事実でありますし、何より中小企業自身が一層の努力を積み重ね、企業としての体力や競争力を構築していくことも重要となってまいります。また、中小企業に対する町民のご理解やご協力をいただくことも必要となってくることから、相互に共通理解としての検証的な事例や総合的な指針づくりも必要不可欠であると認識しております。

したがいまして、これまでの取り組みの整理と明文化を図り、官民一体の取り組みとして基本条例の制定に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、地域と歩む中小企業として、企業側の皆さんとの意見交換も必要となってまいりますし、また町の役割分担として効果が得られる施策を検討するために、現状の分析、調査なども必要となることから、まずは調査事業等の導入を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質問に対しまして前向きな答弁であったと、これからも検討していく重要な課題だというようなお話でありましたので、問題は、制定する上での町独自の定義といいますか、目的というものもきっと打ち出してこれから行かなければならないのかなと、そんな思いでおります。

先ほど、1回目の質問の中で、私がちょっと調べたところでは、宮城県はなかったような感じがしたんですが、塩竈と白石ではもう既に制定しておったということあります。仙台市もそれに向けて今進んでいるということで、我が町にもそういった条例が必要であるという答弁かと思います。

この我が国、日本には、経済同友会というのがあります。ご存じのとおり、国の経済に大貢献いたしておりまして、寄与されている団体でありまして、宮城県には宮城県の経済同友会という、支部になっているのか、その組織体はちょっとわかりませんけれどもあると。我が町南三陸町にも企業家同友会があると。40近くの企業の方々で構成されている団体ということで聞いております。そういう会の中からこういうよその町では条例もあるんだと、我

が町でも必要があるのではないかなどという話を聞いたものですから、この質問に至ったわけであります。その質問までの経緯を今話させていただきました。

我が町、町長も言ったように、企業家、あるいは個人に対してもさまざまな支援、補助制度が数多くありまして、大変その方々にとりましてはありがたく、企業を興すなり、あるいは立地をする際にもその補助金、支援金を利用して多くの方々が営業といいますか、仕事をなされると、実情はそうであります。ただ、町長もおっしゃったように、お金を出せばいいんだということではなく、この条例の目的というものをきちっと明確化することが大事だということであります。

それで、この条例を制定しております各町、市、県の条文といいますか、を見ました。大体が、条例でありますから、目的と定義がきちっと最初にうたわれておるわけであります。その目的というものを見ますと、これは山形県の飯豊町、「いい」は「食べる」に「反」、「で」は「豊か」で「いいでまち」と読むそうですが、「飯」といいますのは、「めし」とも読みますかね、「飯」「豊」町の目的というのがありますて、どこの市町村もそうなんですが、「目的は、この条例は」と始まりまして、「本町経済において果たす役割に鑑み、本町の責務や企業の役割等を明らかにするとともに、企業の振興について本町の」、この飯豊町のですね、「施策の基本となる事項を定めることにより、企業の健全な発展、本町経済の活性化に寄与することを目的とする」ということで、きちっと町ではそういった企業に対することをしっかりと認めてやる、認めてやるというのはおかしい話かもしれません、存在を認めてやると、条例化することによってですね。そしてまた、そのことによって企業の方々もモチベーションが上がるといいますか、町の経済に大変な貢献をしなくてはならない、寄与するんだというような意気込みを持たせる上でも大事な条例ではないかと思っております。

次に、定義なんですが、この定義を見ますと、どのこの条例を制定している町も大部分がそうなんですが、中小企業法の2条の1項を運用するといいますか、準用するといいますか、それを運営してその町々で条例を制定いたしておると。中小企業法といいるのは国の法律でありますから、この中小企業基本法の2条の1項から4項まであるんですが、どの項を見ましても、出資金、あるいは株式といいますか、資本金、あるいは従業員人数、これは会社並びに個人も含めまして、そういった内容のものが記されております。でありますから、大体がこの2条の1項を運用すれば当てはまるのかなという感じがいたしておりますので、その辺のところも考えながらその条例の準備に入っていただきたいと思います。

町長、先ほどの答弁、前向きな検討をしておるんですけども、具体的にいつごろ準備段階に入って条例制定をするお考えなのか、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、町としてのいろいろなさまざまな支援制度のご紹介をさせていただきましたが、ある意味あれは枝葉の部分です。今、ご質問の条例につきましては、これはまさしく幹の部分ということになりますので、今まで町として枝葉の部分が先行してきたという経緯がございますので、ある意味その辺の整理が必要だろうと思います。そういう意味においての条例制定というのは前向きに取り組まなければいけないと、そういう認識のもとで先ほど答弁をさせていただきました。

実は、中小企業家同友会南三陸支部、今お話がありましたように、非常に先進的な研究を今までずっと進めてきておりまして、11月かな、11月にちょっと私と産振課長と呼ばれまして、意見交換をさせていただきました。その中で、中小企業、ある意味中小企業の方々、経営者の方々も町民の一人だということで、ベースとしてあるのは、皆さんがこの町に住んでよかったですと思えるような企業である、あるいは町民の方々にもそう思ってもらえるように、そういうふうな企業家としての責任の一端ということについても明確にするということが条例のある意味基本の部分があろうかと思いますので、そういう形の中で条例制定については前向きに進めたいと思っておりまして、実はその条例の前に、地域実態の調査等を含めましてやっていかなければならないんですが、他の市、町の取り組み状況等をいろいろ調査しましたが、基本的には実態調査をするのにどこかの大学と提携しまして、1年ほど実態調査をすると、そしてその現実的なデータを出して、そこの中から新たな条例をつくっていくというケースも多く見受けられますので、来年度はどこの大学とは申しませんが、いずれそういった調査事業を1年間やらせていただいて、その翌年に条例制定を議会に提案させていただきたいと、そういうふうなスケジュールで今考えております。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の一般質問を続行いたします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 時期的なことの答弁によりますと、来年度の制定に向けての準備期間といいますか、協議検討していくと。その中で、大学の教授になるのかどうなるのか、連携、提携をしながら協議内容といいますか、検討内容を進めていくというような答弁だったかと思いますけれども、そうしますと27年度はその調査期間、28年度が施行月日というような手順かと思いますが、よその町、仙台、あるいは県内だとありますと、今言った塩竈市、白石もそういった形で調査をしておったのかどうなのか。よその町のこれまでのこの条例制定するまでの、先ほど町長、枝葉の部分は確立されておったと、今度は幹の部分だというようなお話をですが、よその町の制定されている枝葉の部分はどのようにになっておったのか。要するに、まず幹をつくる枝葉を協議するというのであればいいんですが、私どもの町では、もう枝の部分は確立といいますか、大分進んでおるという観点から、幹は何といいますか、協議する期間というのは余り必要ではないような感じがするんですよね、1年間かけても、あるいはその大学と連携しなくても。

その辺で、できれば余り長くならないうちに、条例ですから、細心の注意といいますか、いろんな角度から協議、研究をしながらするということも大事かと思うんですが、ただ、我が町はかなりの支援補助金制度が確立といいますか、まだまだ足りない部分もあるかもしれません、おおよそのそういう今掲げられておる町の問題になっているものについての支援補助制度は整っておるんじゃないかなという思いがいたしておりますので、とにかくその枝葉ができる幹をつくるということはわかるんですが、その調査内容というものを具体的にどのように今後やっていかれるのか、1年間もかけて。大学というと、経費もかかるわけですね。何でもその検討委員会なり、調査委員会なり、特に大学の先生方をお願いすると、経費が結構かかると思うので、その辺をどのようにお考えなのか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、今町として取り組んでいる支援制度等が果たして十分なのかということも、その辺も議論する必要があるんだろうと思います。より拡充すべき点があれば、それも取り入れていきたいと思っております。

今、大学の関係のお話になりましたけれども、たしか白石は東北大学と連携をしたという、いわゆる特に私が必要と思っているのは、震災になって、町の経済実態等々を含めて、なかなか明らかになっていないという現実がございます。そういう分野を含めて、実態の調査をしていただいて、そして中小企業をこれから振興していくのにおいて、何がこの町として欠けているのか、何に取り組まねばいけないのかと、そういう分野について、我々として調

査をしていきたいということが前提でございます。

それから、もう一つは、まさか今回のこの一般質問でこの条例の制定のことが出るというふうに想定してございませんでしたので、実はスケジュール等については、先ほど言いましたように、11月に中小企業家同友会の皆さんとお会いしたときに、大体町としてはこういう考え方でいきたいと、それから同友会の皆さん方のお考えもお聞きしながら、こういうスケジュールでいきましょうということで、ある程度お互い理解した中でこういうスケジュールということで立てておりますので、その辺はひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私も町長の答弁で、11月に同友会の方々とお話し合いをしたというのは今わかったわけでありまして、その前からこの話を聞かされまして、同友会の方々は先進地といいますか、主にこの条例を制定しているところは北海道が多いようです。先進地視察ということで、別海町に行って研修をしたと。この別海町は平成21年に施行されておるようで、あのところは余り古くはないです。先ほど出ましたように山形県の飯豊町は平成25年度ということで、平成20年以降に大体の市町村が制定して、施行しているというような状況であります。

今の町長答弁、これからいろんな細部にわたっての我が町の企業の方々が要望、希望されていることなども調査しながら、そういった支援、補助制度の拡充という観点からも時間がかかるんだということです。いずれも前向きにこの制度制定のためにとり行うということを理解いたしましたので、ぜひできるだけ早くやっていただきたいと思います。

2点目であります。ごみの最終処分場と言いましたら、議長から焼却灰の最終処分場ではないのかということで指摘を受けまして、急遽焼却灰の最終処分場ということで質問させていただきました。ご案内のとおり、この問題に関しましては、30年以上も前から、合併前の歌津、志津川の両町での大きな大きな課題といいますか、問題といいますか、検討してきた経緯があります。ご案内のとおり、現実、きょうまでそういう方向性を見出していないのが実情であります。町長といたしましては、この最終処分場、埋め立てるわけですが、この必要性と今後の動向といいますか、考え方、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その前に、別海町の今お話がありましたけれども、基本的に別海町に同友会の皆さん方が研修に行って、まさしく条例ということではなくて、企業としての位置づけがどうあるべきかと、町にとってということで、大変勉強になったというお話をしておりま

したので、その資料もいただいておりますので、それを見ながら、町としてもその取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

では、2点目のご質問でございますが、町内で発生します焼却灰等は町内で処理する域内処理が理想であると認識してございます。しかし、最終処分場を保有していない本町におきましては、平成10年度に主田沢最終処分場への搬入を停止して以降、民間の施設に委託して最終処分を行っていたものの、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所事故由来の放射能の影響により受け入れが停止され、やむを得ずクリーンセンターに保管施設を設け対応しておりました。さきの議会でも報告いたしましたとおり、このたび山形県の民間業者と委託契約を結び、11月11日から村山市に運搬及び処分を開始しているところでございます。

今後につきましては、受け入れ先の処分場の残容量年数や大規模災害等による焼却灰の受け入れ停止に備える意味においても、リスク分散を考慮する必要があることから、引き続き複数の受け入れ先の確保に努めるとともに、自然と共生するまちづくりを掲げ、エコタウン運営の挑戦を推進する町として、まち独自に最終処分場を整備することについても大きな課題として捉え、新たに策定する次期長期総合計画の中に組み入れるなどして、具現化に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長は、今の答弁を聞きますと、我が町にも最終処分場は必要であると、とにかくその具現化に向けて検討を重ねていくと。前向きなといいますか、やっぱり必要性というものは町長自身も考えているのかなということを受け取ったわけであります。まさしくそのとおりだと思います。とにかく、先ほど申しましたように、なかなか住民の方々の同意といいますか、合意といいますか、前回の臨時議会で町長は、我が町の特徴は総論賛成、各論反対だと、そういう特徴のある町だというような答弁をいただいておりまして、ただ、その各論部分の町民の方々の同意を得られるには、どのような施策といいますか、手法でもって取り組むのかなということで、今日まで来たわけであります。

町長、そのお話があったように、現在11月11日から山形県の村山市ですか、村山市さん、大変ありがたいことであります。この村山市さんのその今、搬入といいますか、受け入れさせてもらっているんですが、具体的に今の見通し、幾らぐらいまで大丈夫なのかなど、期間ですね。できればその期間内に我が町の建設の具体化をやっぱり打ち出さなければならないのかなと。先ほどの町長ですと、今、村山市さんにお願いしている、またさらに別のところもそれと同様にまた受け入れ先も探していくというようなお話でありましたけれども、別のと

ころを探す前にやっぱり我が町での建設というものを最優先にするべきではないかなと思うんですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、今、新しい長期総合計画を立てる準備をしてございますが、そこの中におきまして、この焼却灰の処理につきましても明確に打ち出していく必要があるんだろうと思ってございます。したがいまして、土地の問題、それから財源等の問題等々を含めまして、その辺は検討していかざるを得ない問題でございますので、どうしてもすぐというわけにはなかなかまいらないというのは議員もご承知だと思いますが、いずれ村山市さんがどれぐらいかということについては担当課長から答弁をさせていただきたいと思いますが、いずれ当町の焼却灰の処分場ができるまでの間につきましては、そういう町外に搬出させていただいて、ご協力をいただく場所を探さざるを得ないだろうと認識してございますので、いずれ我々としても急いでその辺は取り組んでいきたいと思っております。

多分ご承知だと思いますが、最終処分場はスパンとすると大体15年を入れられると、それぐらいのところ、そうすると土地的には大体2町歩ぐらい必要になってくるのかなと思います。施設そのものが大体ざっくりですが、約8億円ぐらいかかるということで、それにはまさしく造成とか土地代とか、道路をつくるとか、そういうのは全く入っておりませんので、いずれそれぐらいはかかるだろうということです。

実は、その財源対策なんですが、前に三浦清人議員、過疎になって寂しいと話しましたが、実は過疎債がこれに使えるということになりますので、そういった財源等々についてはいろいろ知恵を絞りながらやっていきたいと思いますので、その辺はひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今、村山市にお願いして受け入れていただける施設というのが株式会社アシストというところでございまして、埋め立ての計画期間は平成13年度から平成37年の3月までとなっておりまして、今現在、残りの容量が大体39万トン、39万立米ほど余裕がございますので、大体この容量ですと、あと10年ぐらいはいろいろなところからうちの施設以外にも受け入れられる量ではないかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 現在お世話をなっております村山市の個人の会社といいますか、民間会社で

は大体これから我が町以外のそういった焼却灰なりそういったものがいろんなところから入ってきても、ざっくりだけれども大体10年ぐらいは大丈夫ではないかと。その10年間のうちに何とかしなければならないと。よそにお願いするのか、あるいは建設するのかということだと思います。10年という期間は非常に短い期間だと私は思っております。建設するにもいろいろいろと15年ぐらいかかるとかという状況の話がありましたけれども、財源、過疎債ができるのではないかと。建設費も8億円だと。これは土地代、あるいは造成代、そのほかにかかるかと思うんですけどもね。やっぱり財源も大事でしようけれども、地元の方々の同意が一番だと思うんですね。今までそれでもって実現できなかった経緯があります。

一つ選択肢といいますか、考え方いろいろあるかと思うんですが、単独では非常に難しいということであれば、原則はその町のごみはその町で処理するというのが原則ですが、どうなんでしょう、広域的な考え方。我が町には、気仙沼本吉中央広域事務組合がありまして、救急車あるいは美術館、リース・アーク等の運営を町と町でやっておるんですが、その中にそのごみの処理施設、焼却も含めて一緒に広域的な運営、経営というものは、その考え方、どうなのか。といいますのは、私ども、今、広域事務組合の議員として参加させてもらっています。東北6県研修に行っております。私どもがやっている消防あるいは救急車関係はもちろんのことなんですが、やはりそのごみの処理という事業も広域で行っている自治体、そういう組合、結構あるわけです。先般も行ってきたんですが、たしか20億円ぐらいというふうな総予算です、建設費。それは、建物から造成からあるいは土地代金も含めての一切の経費が20億円ぐらいかかったんだと。

やっぱり心配なのは……、一問一答方式ですから、一問一問でぱっぱぱっとやればいいんですが、なかなか時間というものがありますし、今回は早く終わりたいという思いから今まで質問しているんですが、その辺、広域的なことも考えていかなければならないのかなというのは選択肢の一つであると思うんですが、その辺ところ、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁する前に、三浦議員ちょっと誤解しているところがありますので訂正させていただきますが、15年かかるつくるのでないんです。要するに、焼却灰の容量として15年間この場所が利用できるということで15年という言葉を使ってますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

とりわけ、先ほどもちょっと総論、各論の話になりましたが、篤とご承知のように私も昔環境衛生組合議会の議員だったものですから、その辺の総論、必要だよねと、では場所はどこ

なんだといったときに、いろいろご承知のように苦労した経緯もありますので、そこは、ただ当時は主田沢で安定型でやっておりましたので、今はもう完全に管理型になりますので、その辺の環境に対する負荷ということについては、ある意味そうご心配いただかなくともいいような施設になっているんですが、しかしながら、やっぱりどうしても自分の地域にできるとなると、いや、だめだなという話になるというのは世の常でございますが、そこは行政として、しっかりと説明責任を果たしながら場所決定も含めてやっていく必要があるんだろうと思います。

広域の話なんですが、基本的に一番いいのは、実はこの問題で最初にスタートしたときが、焼却炉、これも含めてセットでいくという話だったんですが、これも残念ながら頓挫してしまいました。ですから、その焼却炉とそれから焼却灰の最終処分場、これがセットでいくとある意味理解もいただく部分があろうかと思いますが、そちらは一緒、こちらは別という話になりますと、これは市民感情等を含めてなかなか難しい部分があるのかなと。議論したわけではないですよ、まだ議論はしていないんですが、そういう心情面を考えますと、やっぱりある意味町としての責任という形の中で、自分の町で出た灰については自分の町で処分するという方向性がこれからは必要なのかなという思いがいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まさしく原則といいますか、そのとおりなんですが、そのとおりになかなかいかないので今日まで来たわけでありまして、そこなんです。わかるんです、立場上でそう言わることは。なかなか難しい、人と人の折衝、合意ですから、難しい面がいっぱいあります。昔といいますか、町長も環境衛生組合の議長までやられまして、いろいろと苦労なさった経緯も知っておりますし、当時のことによく私たちも先輩議員から言われたことは、先ほど町長が言ったように、焼却する熱を利用して温水を供給するということで、住民の方々にはその点については同意を得られたと。しかし、今度はそれを燃やしてしまった灰を持っていくということはそれはだめだと。都合のいいようなお話で、なかなかうまくいかなかつたというようなこともありました。とにかく、建設するまでといいますか、その間はとにかく今の村山市の民間企業、それから10年以内に別のところを探さなければならないという大きな課題があるわけです。

さて、そこからが問題なんですが、またよその村山市がいっぱいになってよその町が見つかればいいんですよ、見つかれば。ちょうど9年間で満杯になったときに、10年目によその町が見つかって、そこに今度は移動しますよであれば、これはもう心配ないんです。ただ、今

の段階ではなかなかそれは難しいといいますか、先のことですから見えないと。そういったことに神経を注ぐよりは、むしろ自前の最終処分場の建設のほうに注いだほうがいいのではないのかなという思いでお話をさせていただいておるわけです。なければ仮置きですから、また町内に。この仮置きも今度は満杯になって、下手に、議員たち、おまえたちの責任だから、おまえたちの庭に置かせろやとか。こうなってくると、町長の庭もそうですよ。その次は副町長だろうね、順番からすると議員は最低のほうですから、後の後のほうで。課長たちの庭になるのか、3番目に、2番目かな、今、課長たちは強いから。そういうふうな順番になって、置き場所が非常に難しくなってくる。そういう懸念が今の段階であるわけです。そういうことで、ぜひ、早いうちに長期総合計画の中に盛り込んで、具体化、具現化に向けてやっていただきたいと思いますが、もう一つ町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 村山市さんに今お願いをしておりますが、これが果たして満杯になるまで可能かということについては、これもなかなかわからないんです。ですから、そういう意味では危機感は我々としては共有してございます。ですから、次の場所ということよりも、その前に町として建設するという方向が正しいんだろうと思います。特に、今回、風評被害で断られたと。その後にどうする、どうするということで、職員が大変これまで苦労してきましたので、この苦労はやっぱり一つの教訓として受けとめていかなければいけないと思いますので、ある意味意気込みということでございますので、基本的には最終処分場はつくるということで進めていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、三浦清人君の一般質問を終わります。

通告2番、小野寺久幸君。質問件名1、八幡川西側の利用計画について。2、女川原発の再稼働について。以上2件について、一問一答方式による小野寺久幸君の登壇、発言を許します。4番小野寺久幸君。

[4番 小野寺久幸君 登壇]

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許しを得ましたので、2件ほど質問いたしたいと思います。

1件目は、八幡川西側地区の利用計画についてです。

早期に計画をつくって計画的な事業を推進すべきではないかと思います。その点、それから、それに当たって、東側と一体化した都市計画、公園の整備を行うべきかと思います。そのことを伺います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員の1件目のご質問、八幡川西側の利用計画についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の計画の早期策定と効果的な事業推進策であります、八幡川西側につきましては、区域内の一部を震災復興祈念公園として整備する方向で復興庁及び国土交通省と協議を重ね、今般復興交付金第10次申請において、約6ヘクタールの事業面積で設計費が認められたところでございます。具体的な整備区域につきましては、今後測量等を行った上で確定してまいりますが、おおむね旧役場庁舎を中心とした新国道45号より北側JR気仙沼線志津川駅より南側の区域を想定しております。整備内容につきましては、まちづくり協議会におけるご議論の内容等、住民の方々のご意見を踏まえつつ、鎮魂の場、慰靈の場として、また災害時の避難場所として適正な内容となるように検討を進めていくこととしております。

一方、この公園区域以外の区域につきましては、過日行いました土地所有者の方々への意向調査から、約6割程度の地権者の方が土地活用を検討してくださっているという結果になっておりますので、公園区域についておよそめどが立ったことから、土地のかさ上げや道路等のインフラ復旧について関係機関と調整を図りながら事業手法を検討し、土地利用が図られる施策を実現してまいりたいと考えております。

なお、議員ご承知のとおり、11月の臨時議会でご審議いただきました町有地、いわゆる防集事業で町が取得した被災宅地と民有地との交換についても手続を進めていくこととしておりますので、八幡川西側地域に土地を所有の早期事業再建を希望する事業者の方々には一定の期間を有するものでありますが、速やかな事業再建への支援として取り組んでいるところであります。

次に、2点目の東側と一体化した土地と公園の整備についてでございますが、今般整備することとしております震災復興祈念公園につきましては、町として、今回の震災で犠牲となされた方々を慰靈する場、震災の記憶を風化させない伝承の場、さらには八幡川西側地域における災害時の一時避難として整備するものであり、市街地で行われている区画整理事業などと一体となった整備、そして利用を考慮しているものであります。

また、著名な建築家であります隈研吾氏がデザインされた志津川市街地のグランドデザインにおいても、町を訪れた人々が回遊するというコンセプトに基づき、にぎわいの場所である東側から災害復旧で整備する橋を渡り、静謐に心を静め震災を忘れない慰靈、鎮魂の場で

ある西側へ人々が訪れる流れを実現すべく、それぞれが連携した整備を行っております。

今後は、この震災復興祈念公園を核とした有効な土地活用が図られるように、復興庁や国土交通省などの関係機関と協議の上で進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 土地計画の推進、特に土地区画整理事業の推進に当たっては、対象となる土地所有者への公平かつ公正な対応が絶対的な条件だとは思います。この復興計画は、震災前の市街地東側の八幡川左岸に市街地を集約して、西側は公園緑地とする計画であったと思います。土地計画の決定や土地区画整理事業の施行によって、一部特定の権利者に著しい不利益を与えたり、不公平な事業展開を行った場合は、公共の福祉と受任の程度、あるいは金銭的損害、財産権の侵害などを争点として訴訟が提起されることがあります。志津川地区では、今、公園事業の規模縮小によって、八幡川西側の多くが買収されないで残っていることから、不公平な土地計画と言われ、関係町民の一部から不満がくすぶり出していると聞いております。

そこでなんですかけれども、志津川地区の被災市街地復興推進地域土地区画整理事業などで市街地の復興を図ることとなっています。志津川地区では、公園用地を全面買収すると説明され、その後詳しい説明がなく、公園事業規模縮小から一部民有地が整備されず放置されることがあり得る状況になっております。現在、復興祈念公園は、先ほど町長がお話しされましたように、旧防災庁舎を中心に約6ヘクタールが考えられており、その他の土地については整備がおくれていることは、行政として左岸側の区画整理地区と比較して不公平ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 不公平、公平という問題はなくて、基本的に制度上、国として土地買収を認められない地域は我々として買うことが残念ながらできません。したがいまして、この問題は西側地区だけの問題ではなくて、各浜々に存在する問題でございますので、西側だけが不公平なのかということではなくて、それぞれの浜々もそういう状況に今現在ございますので、すべからく町として買い上げるということについては非常に問題あると。問題というか、基本的には制度上できないということになっておりますので、そこはひとつご理解いただきたい。確かに、当初24ヘクタール全て買い上げるという説明会をした経緯もございますが、しかしながら、その後規模を縮小して買えない土地もございますということで説明会も開催させていただいておりますし、私もそこに出席をして、説明させていただいておりま

すので、全く説明がなくて変わってしまったということはない、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 町からある程度説明はされたということですけれども、西側に土地を持っている方の中には、納得いかないというような方もいらっしゃるようです。

それで、現在、買い上げができないで残っている西側の地区の広さ、面積、それから地権者の数というのはどのようになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 今般認められました復興祈念公園が約6ヘクタールですので、その中に存在する民間の土地、民地を除くと、約ですが、4.7ヘクタールほどあることを確認しております。地権者の数につきましては、共有名義等で重複している部分はあるんですけれども、約40人程度ということで把握しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほど説明をしたと言いましたけれども、なかなか納得できない人もいらっしゃったようです。この40人全員の方からの意向調査とかはなさっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） ことし6月説明会をさせていただきまして、あわせて今後、土地の活用意向について調査させていただくという説明をさせていただき、全ての方を対象に意向調査をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その調査の内容、概要はどのようなものだったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 問いとしましては、10個くらいの問い合わせけれども、まずはあなたの土地について今の現状どのようになっていますかという問いと、今後その土地について利活用をどのように考えていますか、または町に対してどのような支援を求めますか、あと公共事業等、これは公園だけではないんですけども、公共事業等が入ってきた場合は公共事業にご協力いただけますかというような内容について、問い合わせ形式で調査をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その調査なんですけれども、聞いたところによりますと、回収率が98.9%でよろしいでしょうか。それで、回収率が高いということは、貴重な住民にとっては財産ですので、町の対応に対する一種の不信とは言いませんけれども、不満なり何かがあつたのではないかと思いますけれども、その調査の結果はどのように受けとめているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 先ほど町長答弁の中にもありましたとおり、約6割程度の地権者の方が何らかの形で土地を活用したいというような意向を持っていることを確認しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それは、自分で活用するので買い上げはしなくてもいいということなんでしょうか。あるいは、町で買い取ってほしいとか、そういう内容はどのようになっていったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 基本的には、公共事業等以外の部分につきましては、町での買い上げはできませんので、町で買い取ってほしいという意向は上がってきておりません。今の6割の方全てがみずからというのではなくて、中には土地を貸した上でという方の意向もあるということで把握しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そもそもなんですかけれども、制度上の問題といいましたけれども、町がその土地を買い上げない、あるいは買い上げができないというその理由はどこにあったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防集、いわゆる土地の買い上げにつきましては、まず人が住んでいたというところは買い上げできると、それ以外の農地等については買い上げができないということです。これはもう制度で決まっていますので、24ヘクタールの部分についての当初、町としても公園として買い上げしたいということでしたが、復興庁、国土交通省においては、これは認めないとということでございますので、残念ながらおわびも地権者に申し上げさせていただきましたが、こういう状況なので全て買い上げるというのは難しいということでのお話をさせていただいたと。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、当初は買い上げができるかもしれないという想定だったんですよね。それが、国からそれはだめですよと言われたわけですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初、24ヘクタールを公園にしたいということでの買い上げを想定しましたが、残念ながらそれは認められないということでございましたので、こういう状況になっていることでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その公園が認められなかったということなんですか、國でなぜその公園がだめだと言ったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 24ヘクタールそのものが広すぎるということでございます。ご案内のとおり、今回の震災、当町だけではなくて、南北500キロメートルにわたっての大災害でございます。それぞれの土地を全て買い上げるということについては、これは現実的に國の財政も含めて多分難しいだろうと思います。ですから、一定程度の制約を持ちながら土地の買い上げということについて、國としての指針を示してきたと認識してございますので、そこは今、その西側だけをお話ししているんですが、例えば折立地区とかあの辺も買い上げができない部分もございますので、そういった南三陸町でもいろんな浜々でそういう不公平というのは存在しているということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いみじくも、今、町長、不公平とおっしゃいましたけれども、國の制度によるそういう不公平が生まれているわけです。それに対するいろんな不満とかも出ておりますので、今後大きな問題にならないような対応が今後必要だと思います。

そこでなんですけれども、これまでのことをちょっとお話を聞きしたいんですけども、八幡川西側は被災市街地復興推進地域となっております。この市街地の復興を推進するための区画整理、そのほかの必要な措置を講じなければいけないとなっていると思います。町はこれまで意向調査も行ってきましたようですが、十分な説明がされていなかったというのが地権者の思いだと私は受け取っておりますし、そういう声も聞いております。その後、区画整理等、詳細な検討を行って地元に説明をし、事業について合意形成をしっかりとこなったことと、買収不能、買えないということになったときに、区画整理への切りかえが基

本であったと思うんですけども、その整理をしないできたことが今となってはあれなんですかけども、いろんな問題になっているんだと思います。町は行政の責任で残存民有地の土地所有者に損害というと大げさかもしれませんけれども、いろんな意味で不満があるということで、これからそれが何らかの問題に発展しないかと心配されますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度的なものについては担当課長から説明させますが、先ほど来説明がないというお話をしておりますが、説明はしてございます。実際、私が言ってお話ししているんですから、説明はしております。ただ、それが十分でないというご意見があるかもしれません、いずれ町としての考え方についてはご説明はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 宮城県土地計画課の見解なんだそうですねけれども、被災市街地復興推進地域が必ずしもその区画整理事業をしなくてもいいというような見解だそうですけれども、ということは何もしなくてもいいということになると思いますけれども、区画整理等によつて復興に努めるとしており、しなければいけないという規定はないということです。しかしながら、その志津川地区の復興計画は旧市街地を八幡川の左岸に集約する計画であり、整備手法の基本は区画整理で集約することが妥当であると思います。町は、公園区域は全面買収であり、買い取れない場合の安全策を講じることができなかったということだと思います。これで、その結果として、財産価値上放置された土地の評価が下がっていくことによる問題は起きないのかということなんです。その点でもう一回お願ひします。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次議員が退席しております。

小野寺久幸君の一般質問を続行いたします。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これまでお話ししてきましたとおりに、今不公平が生じていると感じている人が多いわけです。この不公平を少しでも解消できる方法を考えなくてはいけないの

ではないかと思います。このような不公平をできるだけ少なくするように、八幡川西側の区画整理事業を立ち上げて、西側の残存民有地と東側の防集取得地の換地を速やかに行っていくべきだと思います。区画整理地区内の土地は資産価値が確保されるのに対して、土地計画で区画整理を進めているにもかかわらず政策的理由から区画整理をしないことで土地の資産価値が下落させられることは、いろんな問題を起こすことになると思います。西側の公園予定地について、区画整理区域として東側の防災集団移転促進事業による取得地等と残存民有地と換地に入れかえをすれば、西側はほとんどが町有地として活用できるようになります。適正な公園整備の規模で公園の整備が可能となります。残る町有地につきましても、ネイチャーセンターなど自然的土地利用の区域として森の再生用地や牧場などの利用も可能なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 西側の事業の整備手法につきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、約6割程度の方がその土地を利活用したいという意向を確認しておりますので、どういった事業手法がとれるかを今国土交通省、あとは復興庁と鋭意協議させていただいている。あわせまして、東側の区画整理、八幡川の左岸側、現在行っている区画整理事業エリア内にある防災集団移転で買い取りをした町有地も存在しますことから、そちらの町有地との交換を望む方も中にはおられると思いますし、またはそれではなくて、やはりこちらの西側、要は八幡川の右岸側で土地利活用を図りたいというお考えを持っておられる方もいると思いますので、まずはこちらの西側でどういった事業手法ができるかを復興庁等と調整させていただき、ある程度地権者の方々にいろいろな選択枠がとれるような事業手法が出そろった時点で説明会を開催させていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あと、基本的には、地権者の方の考え方だと思います。今、西側に土地を持っている方で、西側にそのまま土地を持ち続けたいという方もいらっしゃるでしょうし、あるいは今、左岸側、そちらに換地を申し出するということも可能でございますので、そこは地権者の皆さんのご判断ということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほど、6割の方が利活用を考えているというお話をされたけれども、これは換地の話が出る前のことだったのではないかでしょうか。もし、この換地の話があった場合には少し違ってきたのではないか、それから先ほどの話だと、必ずしも自分で使うので

はなくて、使う人があれば貸したいというようなことでしたので、本当に自分で今ある土地を使って事業をやりたいという人はどのぐらいいたでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、現在の西側の土地につきましては、震災前なんですがけれども、もともと土地を貸して土地を利活用されていたという方々の割合も非常に多いと把握しておりますので、今の時点でも引き続き、要は震災前のような土地の利活用を想定されている方も相当いると思います。済みません、ちょっと割合につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、話が戻るかもしれませんけれども、できれば売りたいというような方が多いのではなかったかと思います。国が国の制度として買わないというお話をしたけれども、それからこの前、復興大臣が来たときに、土地利用について伊里前のことなども出ましたけれども、大事な税金なのでというお話をだったんですけども、大切な税金だからこそ、この今大変なところにお金は使うべきではないかと思います。

それで、志津川地区で祈念公園用地として最初買うという説明をされて、2年間建築ができるという私権制限がかけられてきたわけです。それで今になってという、ある地権者の方なんですけれども、そういう思いがあるようです。西側に残っている民有地を東側の区画整理地区に集約するためには、西側も区画整理地区に編入することが志津川地区の町全体としての復興計画の基本ではないかと思います。2年前の祈念公園が全面買収できなくなったり点から、行政内部ではそのようなことを検討されてきたとは思うんですけども、全面区画整理という手法は右岸側に防集取得地を集約するということも同時にできた最大のメリットがあったのですが、それができなかつたというのは、しなかつたというか、できなかつた理由は何だったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、区画整理の規模としまして、60ヘクタールところの西側の土地の24ヘクタールを足しますと、合計で84ヘクタールの土地区画整理事業の区域内となります。まずは、その84ヘクタールの中でどういった土地利用が図られるかという計画を立てなければならないんですが、なかなかやはり80ヘクタールという大規模な面積で土地利活用を図るという計画がやはり課題だというような復興庁からの意見もありまして、60ヘクタールにつきましても、ちょっとやっぱり大き過ぎるのではないかというお話を復興

庁からありました。

実際、その60ヘクタールのほうは60ヘクタールでまず完結させまして、仮に一緒にやった場合、右岸側の土地の中で、今となっては6ヘクタール程度の祈念公園の事業の中に入れば、事業で買収、土地を買うことができるんですけれども、あとは国道事業、あと八幡川の右岸の事業ですかね、そういうものはその公共事業が入ると直接買収できることになるんですけれども、やはり区画整理が入ってしまうと、土地の交換、先ほど議員がおっしゃったとおり、町有地を集めるという手法もできてしまうということで、ここの左右岸を思ったときに、どういった事業手法がいいかということを総合的に判断して、まずは川を挟んで左岸側の60ヘクタールは換地という手法で事業をやりましょうと。右岸側につきましては、公園事業とか、国道45号、あとは八幡川の河川改修事業を入れて、事業で直売していくというやり方で事業を進めていったらいいのではないかと。そういう事業が入らないところにつきましては、土地の交換だったり、あとはそこでみずから利用される意向とかを確認しながら事業を進めていったほうがいいという判断をして現在に至っているということです。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） また話が戻るかもしれません。復興庁が、公園が大き過ぎるという話でだめだというようなことだったと思うんですけども、なぜ大きさが問題になるのか。お伺いしたところでは、広い公園をつくって、後で維持費が大変ではないかというようなことだったようですが、この維持費をかけないような公園のあり方とかも考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） あくまでも、復興祈念公園というのは復興交付金の事業で行うことで事業手法を検討しておりますことから、ある程度復興交付金による復興祈念公園の採択基準というのがあります。基本的には祈念公園ではなくて、あくまでも防災上必要な公園に関してはこの復興交付金を使って整備していいですよというところから始まっていますので、24ヘクタールが結果的に防災上必要な面積ではないというような見解かつあとは維持管理も含めてある程度面積が多くなればそういうの剪定とか、そういう維持管理も、コストの面もかかっていくのではないかというようなことで、復興庁からは課題ということでお話をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その辺は復興庁、国に採択を申し入れて考えていただくことはでき

ないんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） これは当町だけではなくて、今回被災地の共通のルールで復興交付金の基準は採択されておりますので、ある程度その基準にのっとった形で事業化を進めていかなければならぬと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） くどいようですが、全く不可能ということではないですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に申し上げまして、不可能に近いと思います。基本的に6ヘクタールの公園を認めていただくことさえ、これはやっと認めていただきました。しかも、直接、復興副大臣、当時の谷副大臣ですが、仙台においてになった際に、私は朝こちらを早く出ていって、それでお会いして、そのときもずっと難色を示されました。もう無理だと、ほかの土地も、ほかの市町村も認めていないと。何とか粘ってやっと、ではわかったと、6ヘクタールということでやっていただきましたので、今ここで24ヘクタール、これを公園ということになるのは、正直に申し上げて、直接交渉した人間ですので、はっきり申し上げて復興庁の感触では不可能だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。

それでは、西側への区画整理を導入したらいいかと思うんですけども、区画整理の考えはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 区画整理も含めて、どういった事業手法がとれるか、今、国土交通省と復興庁と銳意調整させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これは、いろいろお話を聞いて一つの提案なんですが、商業地、それから業務等の事業用地の左岸側への集約は復興計画の基本だと思います。左岸の土地所有者と右岸の土地所有者の、ずっと言っていますけれども、公平な扱いが基本だと思います。現時点では十分実現できると思う事業用地の集約と公平な復興事業の展開方法をちょっとお話ししてみたいと思います。

事業構造としては、全体を1つの施工区域とします。それから、施工区域は幾つかに分かれ

るんですけども、事業を今ある東側の事業と一体化してやっていくこと、そうしますと、同じ事業の中ですので、工区は分かれても換地が容易にできるのではないかと思います。それから、左岸地区は現状のまま進めるとして、右岸については幾つか工区に分けるんですけども、事業は一つにしていくということでやつたらいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） そういう手法も含めまして、こちらの右岸側のエリアの地権者、権利者の方々がどのような土地で、どこでどういった土地利用を図りたいかというのを先日の調査で把握しておりますので、それをある程度反映させた事業手法、何が一番いいかというのを現在検討しておりますので、検討し、あとその事業についてはやはり復興交付金で事業をしていかなければいけないという以上、ある程度その復興交付金の採択のルールに、基準に合った事業手法を復興庁なりと調整していく必要があると考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 早い時期での意思決定等、関係機関の協議が終わって、早い時期にその関係権利者に対して説明を行う必要があると思います。現状のままで西側を放置すると、最初にお話ししたようないろんな財産上の問題が生じてくるのではないかと思います。この状況を回避するためにも、西側の土地の所有者に対して公平な事業展開を進めるには、土地区画整理事業を活用の意思決定と東側地区と同様に一緒に換地を申し出ができるシステムをつくっていくべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、今東側の区画整理事業につきましては、既に換地の申し出というのを権利者の方々からいただいておりまして、既に申し出が完了している状態です。今、作業しておりますのが、申し出を受けた方々がどこに換地されるか、町有地がどこに換地されるかという作業をしております。その見通しが来年4月以降、6月ぐらいまでになるとお示しできますので、それ以降、その町有地、防集で買い取りした土地の交換ということが可能になりますので、そういう選択も含めてこちらの西側の地権者の方々に説明させていただきたいと考えております。

あと済みません、先ほど答弁漏れがありました6割の方が意向があると、そのうちの自己利用と貸して利用したいという人の割合なんですが、6割のうち、自己利用が約13%、貸して利用したいという方が約47%ということで集計しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ずっと言っていますけれども、やはりこの西側と東側を一体化して不公平のないような進め方を早い時期に進めるべきだと思います。その点だけお伺いして、この件は終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 計画としましては、先ほど町長答弁がありましたとおり、隈先生のグランドデザインでも示されましたとおり、町を訪れた人々が回遊するというコンセプトに基づいて整備をしていくというふうに考えておりすることから、八幡川を挟んで左右岸につきましても一体的に整備をしていく必要があるということでは考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） やめると言いましたけれども、済みません。先ほど、東側が一応めどがつくのが4月、5月ということですね。それで、その西側から換地を申し出るのはその後ということになるので、やはりそれは西側の地権者にとっては非常に不公平ではないかという声があることは確かですので、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 土地をお示しできるのが来年、どうしても換地の作業が来年の5月、6月ぐらいまでかかってしまいますので、それ以降でないと、正式にその60ヘクタールの中でどの辺が町有地で、どこが町有地というのをお示しできないので、そういう時期になります。ただ、西側の地権者の方々にはそれまで何ら説明会をしないのではなくて、それまでにそれ以外、土地の交換以外にどういった事業手法ができるかというのを現時点でももう復興庁と調整しておりますので、そういった事業手法が決まり次第、今の目標としてはできれば来年2月末までには説明をしたいなとは考えているんですけども、そういった事業手法とあわせて、土地の交換も6月以降できますよということをどちらも選択できますというような説明ができればなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、西側の人たちに説明できるのは2月以降になるということですね。わかりました。これ以上なかなか進まないかとも思いますので、次の件に移ります。

次に、再三申し上げていて、同じことの繰り返しになるかもしれませんけれども、女川原発の再稼働についてです。

一つは、原発にかわる再生可能エネルギーと省エネルギーの推進策をお伺いします。

それから、事故の際の避難計画作成の見通しを伺います。

そして、もう一つ、ヨーロッパではかなり普及しているらしいんですけども、核シェルターですね。大きな物ではなくて、小さい物を設置する場合の補助制度がつくれないかということをちょっとお伺いしたいと思います。

ちょっと長いですけれども、読みます。

政府は、原子力発電をベースロード電源として、原発をすぐにゼロにするという無責任なことはできないと言っています。しかし、今、日本では、昨年9月以降、1年以上、約1年2カ月ですかね、原発は全く動いておりません。一旦事故が起これば取り返しのつかない事態になる原発は廃止にすることこそが政治の責任だと思います。原発に頼らず、徹底した省エネと再生可能エネルギーの計画的な導入で低エネルギー社会を目指すべきだと思います。

東日本大震災以降、日本では、企業や家庭での省エネルギーと節電が進んでおりまして、総発電量が原発1基1,000万キロワット、稼働率70%としまして、震災前の2010年と去年2013年を比較して、約原発13基分に当たる約800億キロワットが省エネで節電されているということです。省エネルギーというのは、我慢することではなくて、技術が進んでおりますので、省エネの設備投資をすることでコストが下げられることも期待できると思います。太陽光や風力、火力、小水力、バイオマス、地熱など、自然エネルギーと再生可能エネルギーは燃料代がほとんどかからないので、温暖化防止にもなることは周知のことだと思います。

ヨーロッパでは、再生可能エネルギーが急速に伸びているということで、2011年に原発廃止を打ち出したドイツでは、再生可能エネルギーの割合が2000年の約6%から2014年全般には約30%まで増加したと言われております。多くの国で再生可能エネルギーの電気を固定価格で電力会社に買い取りを義務づける制度を導入しているということです。日本でも、2012年7月からこの買い取り制度が始まっていますけれども、始まっておりました2013年、発電量が年間181億キロワットになっております。これは、原発約3基分に当たるそうです。それでも、今のところは総発電量の2.5%にすぎません。しかし、その少ない再生可能エネルギーを原発の再稼働を急ぐ電力会社は多過ぎるとして買い取りの保留を通告しております。

市民や地域を主役にした再生可能エネルギーには、温暖化防止や農山村の自立的発展、エネルギーの自給などメリットはたくさんあると思います。噴火などの大きな災害に対する有効な手立てはほとんど不可能でありまして、火山予知連絡会の会長が噴火の余地は不可能をしているにもかかわらず、原子力規制委員会が安全審査に合格としたりして、審査の妥当性も

問われています。肝心な住民の避難計画はまだできておりません。アメリカなどでは、避難計画が稼働の前提となっているのに対して、日本では自治体任せで、入院患者や寝たきりの高齢者、障害者などの有効な避難は困難と思われます。最近、県で東北電力女川原発の事故を想定した広域避難のガイドラインというのをまとめたということですが、その内容などのようなものになったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員のご質問の1点目、原発にかわる再生可能エネルギーと省エネルギーの推進策はということでございますが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の問題が発生しましてから、再生可能エネルギーが脚光を浴びておりまして、これらの再生可能エネルギーが原子力発電にかわることができるとかという問題については、ほとんどの再生可能エネルギーは自然環境に左右されるという面で安定的な電力にはなれないと言われております。電力は、私たちの生活に直結する問題であるとともに、国全体の経済活動を考えた場合、電力は極力安価で安定的に供給されることが重要であるとともに、安全性の確保についても十分に考えていかなければならぬと思っております。したがって、原子力発電の代替エネルギー問題については、一自治体が解決できる問題ではなくて、やはり国主導のもので解決していくかなければならない問題だと思っております。

なお、このような状況を踏まえまして、本町としては、東日本大震災を教訓に新たなまちづくりの指針として、震災復興計画を策定いたしまして、この中で、議員ご承知のとおり、エコタウンへの挑戦を掲げております。住宅用太陽光発電システムの普及を推進すべく補助制度を創設し、また公共施設への太陽光発電、照明のLED化を行っており、特に昨年度バイオマス産業都市構想を策定して、資源循環型によるバイオガス事業を推進すべく、家庭用生ごみ分別収集啓発等を官民連携で行っているところであります。今後も、各種補助事業等を最大限に活用して、再生可能エネルギーの導入、普及と省エネルギー対策を促進していくたいと考えております。

次に、2点目のご質問、避難計画作成の見通しについてお答えいたしますが、国の防災基本計画、原子力災害対策編においては、緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZを管轄に含む地方公共団体にあっては、原子力災害の発生時に備え広域避難計画を策定するということになっております。この広域避難計画に関しては、去る12月2日、宮城県により作成ガイドラインが制定、公表され、関係市、町が避難計画を作成する際に必要となる基本事項が示され、また県が調整した本町避難者の広域避難先について登米市として示されたところであり

ます。現在、町では国、県及び関係市、町による広域避難計画作成ワーキンググループにも参加し、今年度中をめどとした具体的な広域避難計画の作成に向け、必要な事務手続等を進めているところであります。

3点目のご質問、シェルターの設置と住宅への設置に対する補助制度の創設についてお答えいたしますが、原子力災害の発生時において、緊急一時的な屋内避難施設となるシェルターにつきましては、東北電力女川原子力発電所に係る地域にあっては、立地市、町である女川町や石巻市の離半島部において、高齢者や避難行動要支援者の一時避難施設として既存の公共施設を改修した準備が進められているところであります。

町によるシェルターの設置及び住宅への設置に関する補助制度の創設といったご質問であります、町としてのシェルターの設置には当然に相当の費用を要し、それに係る国の補助制度等は現段階において P A Z、U P Z といった区域の区分により制度化されていること、さらには収容可能人員等、シェルターが持ち得る能力や避難が長期化するといった原子力災害の特殊性といったことに鑑みた場合においては、防護措置としての安全性や確実性といった部分に相当の検討を要するものと考えます。

また、一般住宅におけるシェルターの設置につきましては、近年、津波シェルターなどの防災シェルターや地下型の核シェルターと言われるもの建設も現に行われておりますが、やはり原子力災害の発生時における防護措置としての安全性や確実性といった部分には相当の検討を要するものと考えているところであります。

町いたしましては、こうした施設整備について、防護措置としての安全性や確実性、さらには実際の施工例などといった情報の収集、必要な検討を行うなどしながらも、まずは原子力災害対策指針に照らし、国の防災基本計画や県、本町の地域防災計画に基づいた事務事業の実施、さらには2点目のご質問に関連します広域避難計画の具現化を図るべきであると考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 1つ目の再生可能エネルギーについてなんですかけれども、町でいろいろやっていることは評価したいと思いますけれども、その一つとしてペレットストーブの普及を行っていまして、補助が行われているようですが、その実績と金額がどの程度になっているかちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 25年度の実績でございますけれども、12名で13台導入してお

ります。金額につきましては、230万円ほどの補助をしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 230万円というのは補助金の額ですよね。今、補助率というのは幾らだったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 補助率は2分の1と規定しております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 2分の1ということですけれども、ペレットストーブって結構高いものなんですよね。それで、なかなかよさそうだ、入れてみたいといつても、金額がやっぱり問題で入れられないという人も見受けられますので、その補助率をもっと上げることはできないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ペレットストーブの普及には努めてまいりたいと思ってございまして、そういう観点から2分の1補助ということにさせていただきましたが、今、それを上乗せできなかいかということでございますが、現時点として2分の1補助という形の中でお願いできればと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 25年度で12件ですので、もっとふえてもいいのではないかなどは思うんですけども、本当に例えば将来的に町内でペレットの製造ができる規模、そういうのを目指すとした場合には、もっと補助率を上げて普及を目指していくべきではないかと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ペレットの採算、年間1,000トンでございます。ある意味、いわゆる公共施設、病院も今回ペレットを利用させていただきますが、役場も新しく今度は庁舎建築をしていきます。そういった公共施設で大量に使うところをまず確保するということが、この事業展開をするのに非常に有効だろうと思っております。

民間のいわゆるご家庭で使うペレットは年間1トンということになりますので、ある意味そういうといった民間の方々のご協力もいただきますが、基本的にはそういう公共施設でペレットをどのように活用していくかということが大変我々としても大きな課題だと思っておりますので、町としては積極的に取り組んでいきたいと思いますし、町民の皆さんにもそういう

周知を徹底していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ペレットもそうなんですけれども、最近人気が出てきておりますまきストーブも、これも究極のエコになるかと思うんですけれども、このまきストーブもだるまはちょっと安いですけれども、本格的な長持ちするものとなると結構高いんですね。そういうものへの補助は考えられないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の時点として、そういった補助制度がないのは事実でございますが、いずれこの問題は前にも6番議員からまきストーブの関係でいろいろご質問があった経緯がありますが、その際にもいろいろさまざまご議論させていただきましたけれども、具体にまきを持ってくる、あるいは自分で用意しなければいけないということになりますと、それが山へ行ってまきをとってくるか、あるいはどなたからか購入するかということになりますので、ペレットですとお買い上げいただければということになりますので、そういった身近に使えるといいますか、手軽に使えるという観点では、まきストーブというよりもペレットのほうがある意味そういった利便性といいますか、使い勝手はいいなというふうに思いますが、いずれまきストーブ等に対しての補助ということについては、現時点としては考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 登米市でしたか、まきステーションというのがありますて、そのまきを出せる山を持っている人、それからそのまきを使いた人の仲介をするシステムがありまして、そういうものを設置しているところがあるんですけども、そういうものの設置はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ここでなかなか返答は難しい、どなたにそういったまきステーションを運営していただくのか、あるいはそこにどなたに提供していただくのかということが全くわからない中でまきステーションを設置するという、そういう前向きなお答えをするということはちょっと無理だろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） まきについては、ある程度高齢の方でもできる仕事ですし、まきを集め、それから配達するところでいささかの仕事もできるのではないかと思ったので提案

させてもらいました。

次に、避難計画なんですけれども、県で示されたものなんですけれども、先ほど言ったように南三陸町の場合は登米市に避難するということなんですけれども、そこで、こここの新聞の記事にあるのは、当事者となる各自治体の意向を踏まえというようなことでしたが、これはやはり町長のお考えでこういうふうなことになったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、基本的には県の考え方ということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それで、想定される南三陸町から登米市へ避難される人数が2,900人となっておりますけれども、これはいわゆるU P Zの範囲内を想定してということですね。実際に事故があった場合は、これはそれで済む問題ではないと思います。

それから、実はきのう、登米市でも議会で取り上げられておりまして、なかなか実際の事故の場合に、いろんな問題があって避難計画をつくるのが難しいと。場合によっては、登米市民全体がどこかへ避難しなくてはいけなくなる場合もあるというようなお話です。避難先もまだ整備されておりません、これからいろいろ考えるんでしょうねけれども、その避難先の確保というのが非常に今ネックになっているということでした。なかなか現実的な実効性のある避難計画は難しいのが現状だと思います。その辺の、登米市とのお話はされているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、今、ワーキンググループ等を含めて、その辺の議論はしているところでございますが、いずれ、今お話しになりましたように二千数百人という人数が出ておりますが、基本的にU P Z圏内の方々だけがというわけには、これは放射能でございますので、なかなかそうはいかないだろと認識しております。したがって、いろいろ話し合いを進める上においても、なかなかそう簡単な話ではないんだろうという認識はいたしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、シェルターの話なんですけれども、いろんなシェルターが今考えられて、いろんなところで実験的に使われていると。それから、先ほどの話ですと、5キロメートル圏内ですか、実施市町ですか、そこでは補助制度もあるということだったでしょうか。

このシェルターは、原発事故に限らずいろんな災害にも対応できるわけです。ですので、これは町だけでやるというのは実際不可能ですし大変なことだと思いますので、この原発事故に限らないシェルターの設置について、国へ要望を出していったらいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、石巻、それから女川で施設整備を進めているというのは、これは国の補助制度でやっているわけでございまして、決して、市、それから女川町としての補助ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

ご承知のように、シェルター、いろいろな問題があると思います。ある意味、このシェルター、一時避難的な施設だと思います。しかしながら、放射能という観点からいえば一時避難で果たして済む問題なのかということでございますので、そこに何人が入れるのかと、それからあるいは食料とかトイレとか、さまざまそういった長期にわたってそこに避難するという場合のそういう問題も掲げていきますと、やはり避難するといったほうがある意味現実的な対応なのではないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） シェルターの利用方法なんですけれども、いつまでもそこにいるわけではもちろんないと思うんです。事故の状況とか、あるいは同時に起こっている災害の状況を見ながらそこにいつまでいられるのか、あるいは次にどこへ行くのかというのを考える余裕ができるのではないかと思います。そして、原発事故の場合の放射能なんですけれども、とりあえずそこに逃げ込めばぶらなくても済むという可能性があるわけです。少し様子を見て次を考えるという手がありますので、これは事故の場合に一斉に車とかバスとかで移動する、あるいはそのときに道路がどうなっているかわからない状況で動くよりも、もしかして現実的ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 結局、どれぐらいの人数をそのシェルターに入れればいいのか、どれぐらいのものを整備すればいいのかということになると、大変これは本当に難しい問題だと思います。ですから、私はある意味先ほど言いましたように、渋滞等もあるかもしれません、しかしながら車で皆さんで避難するといったほうがある意味賢明なのかなというふうな思いがいたします。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） シェルターのことに関しては、やっぱり国全体で考えていく問題だと思いますので、これから議論に期待したいと思います。

それで、最初に言いましたけれども、今、福島でまだ12万人以上の人人が家に帰ることができない状態でいます。収束という言葉にはほど遠い状況で、事故を起こした原発の様子がよくわからない状態だし、大量の汚染水との現場での格闘が続いている状況です。それから、いわゆる核のごみ、原発が動いたことによってできるいろんなごみ、とくにプルトニウムは原子爆弾の原料になるということで問題になっておりますので、そういうものと人類は基本的に共存していくことはできないのではないかと思いますけれども、最後にそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さまざまな視点、捉え方があると思います。原発がゼロという方々も当然いらっしゃいますし、あるいは将来的にはゼロにすべきだという考え方もございます。ご案内のとおり、今、原油価格、このごろちょっと下がっていますが、化石燃料の輸入に円安も振れましたので、そういう関係で大分中小企業の経営に大きな影響を与えております。こういった点を考えて、トータル的にどうあるべきかということについては、先ほども一番最初の答弁でお話ししましたように、国策としてどう日本のエネルギーがあるべきかということの議論をするということが非常に重要なんだろうという認識をしてございます。片やがよくて片やが悪くなるという部分も当然のごとく出てまいりますので、その辺はどのような日本のるべき姿というものをしっかりと国で今ちょうど衆議院議員選挙をやっておりますので、その辺でしっかりと議論するべきだと思う。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろんな発電のコストのこととかよく言われますけれども、実際に発電にかかるコスト、それからその周辺でいろんなことにかかるお金を考えると、決して原子力は安くないというような試算も出ております。何よりも一番この事故が起った場合の危険性を考えたら、やはりこれは国策ではありますけれども、それに対して町民の命、財産を守る立場の町長として物をきちっと言っていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、我々は一側面からだけの物事の見方というのはできません。やはりトータルとしてどうあるべきかということの議論をするのが我々の仕事だと、特に国

会議員の皆さんについてはまさしくそのとおりだと思います。我々地方自治体を預かる人間としても、そういう地域の方々の安全安心を守るという観点も大事ですが、それはある意味、先ほど言いましたように一面だけではなくて多方面から各地域を見ていくということも大変重要な部分だろうと思いますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 言葉尻をつかまえて申しわけないんですけれども、やはり町長としては、地域住民の命と安全を守るのが一番だと思いますけれども、もう一度お願ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ですから、お話ししたように、基本的に輸入品が、いわゆる円安振れて、そして輸入品が上がって仕入れ値が上がって、中小企業の皆さん、今大変苦労なさっています。そういう方々にどういう手を差し伸べるのかということも含めて我々は考えていかなければならぬ。そういう観点でお話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今の話は、原発の問題だけではなくて、国の経済の問題になると思うんですけども、国の経済のお話はここでちょっと避けなくてはいけないと思うんですけども、今、選挙でいろいろ争点にもなっていますので、もっと根本的なところから考え直していくべきだと思います。もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何度聞かれても、私がお話ししているのは、私の考え方でございますので、そこは小野寺議員と一線を画すかもしれません、私の考えはそういう考え方だということです。

○議長（星 喜美男君） 以上で、小野寺久幸君の一般質問を終わります。

通告3番、後藤伸太郎君。質問件名1、仮設住宅の集約化は実現するのか。2、新市街地のソフト事業の今後は。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。1番後藤伸太郎君。

[1番 後藤伸太郎君 登壇]

○1番（後藤伸太郎君） 1番後藤伸太郎です。ただいま、議長の許可を得ましたので、登壇して的一般質問をさせていただきたいと思います。

質問は全部で2件ありますが、壇上からは1件目の仮設住宅の集約化は実現するのかという

ことについて、これは町長にお伺いしていきたいなと思います。

1年前、去年の12月の定例会で、仮設住宅の空室が出てきておりましたが、それをどのように利用していくのかといったことについて一般質問させていただきました。その時点から、割合でいいますと、町内外の仮設住宅の空室というのは2.8倍ぐらいになっていまして、どんどん空室はできています。これは新しい住みか、本設のついの住みかにお移りになった方がいらっしゃるんだということですから、非常に喜ばしいニュースでもあるんだろうと思います。ただ、その後その仮設住宅をどう利用していくのかということとか、さらには集約化、これをどのようにやっていくのかということの議論が余り見えてこないという印象を受けております。現実として、南三陸町からこの仮設住宅というのはいざれはなくさなければいけないんですけども、これがなくなる兆しというのが、基本的には町民の生活している実感としては全く見えないと申し上げていいんだろうと思います。ですので、集約化をするのかしないのか、できるのかできないのか、これは集約化すると前にお伺いしておりますけれども、もう一度そこまで戻ってお伺いする必要があるのではないかなと思いまして、一般質問させていただいております。

1件目は、仮設住宅は集約化するのか。するのならば、時期と方法はということでお伺いします。

2点目として、被災者以外の入居、または目的外の使用ができないのはなぜかということをこの場からお伺いしてみたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤議員の1件目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の仮設住宅の集約化についてであります、まず、ことし11月末日現在、仮設住宅の入居戸数は町内仮設住宅が1,404戸、町外仮設住宅が387戸ということになっておりまして、377戸が空き室ということになっております。入居率は82.6%であります。ことし8月に2カ所の災害公営住宅において入居が開始されたことや個別移転、防災集団移転事業の住宅再建により、仮設住宅から恒久住宅への転居が徐々に進んでいる状況であります。

当町の仮設住宅は、学校用地等の公有地、民有地、町外敷地に全58団地を建設しておりますが、今後、仮設住宅の空き室がふえていった場合を想定し、集約化について検討しているところであります。集約化計画は、町全体の復興事業と大きく関連してくることから、入居者

の再建方法と恒久住宅への移行時期などを判断材料として、集約の方法、時期を探っていくことになります。一方で、集約化に伴う仮設住宅間の転居は、入居者にとって精神的、身体的な負担を伴うものでありますから、住宅の空き状況の推移を踏まえながら、負担を極力少なくするよう慎重に進めていかねばならないものと考えております。空き室の増加や老朽化といった問題はあるものの、現時点において、仮設住宅の集約化の実現にはコミュニティー や依然高い入居率といった課題が山積している、難しい状況にございます。集約の方法、時期といたしましては、例えば一つの目安となります、団地の入居率が一定の割合を下回るようになった時点で、自治会との協議を進めていくと、そのようなルールが必要ではないかと考えております。

2点目の被災者以外の入居、または目的外の使用についてのご質問ですが、応急仮設住宅への入居対象は災害救助法で定められている被災者のほか、国からは一定条件のもとで被災者以外が使用できるよう弾力的な運用を可能とする通知がなされております。当町における仮設住宅の入居基準の取り決めについては、仮設住宅入居者選考委員会において審議をいただいているところですが、町外避難者の帰町や複数戸利用等の入居希望への対応、そして集約化に伴う空き室確保が必要となることから、これまでも派遣職員やボランティア等の入居についても制限してきたところであり、既に仮設住宅で形成されているコミュニティー 維持の観点からも非常に対応が難しいところであります。

また、目的外として利用するためには、町が空き住戸の譲渡を受けた場合においては、解体費用等の財源確保をしなければいけないといった課題もございます。しかしながら、当町で就職し、定住を希望される方々などの住居については、今後公共住宅の中で対応を検討していくべき住宅施策であり、被災者のみならず町の復興に向けた多様なニーズに対応できる住宅を確保していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まず、集約化のお話からさせていただきたいんですけども、その前にちょっとデータとして、私の今手元にあるデータと今町長がご答弁の数字に若干開きがあるように感じましたので、自分の手元には、仮設を建設した戸数の合計が2,195戸で、入居戸数が1,791戸で開きが404戸というデータがあるんですけども、先ほど377戸が空室というお話を思ったと思うんですが、これはどちらのデータが正しいのか、一応確認しておきたいと思うんですが、私の手元だと11月20日現在なので、10日の間に30戸埋まったのかなと思うんですけれども、その辺ちょっとよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 解体等が入ってございますので、それでこの数字等についての開きといふことがございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、20日にいただいたデータのときにその解体分が入っていなかつたということかなと思いました。わかりました。

それで、お伺いしたいのは、集約化をいつどうやってやるのかというお話なんですけれども、今のご答弁から推測するに、これは大変難しいと、やはり。なぜ難しいのかというのは、やっぱり仮設から仮設への転居ということを町民に強いるというのはいかがなものかということと、今現在でも割合として2割ぐらいがあいてはおりますけれども、依然入居率が高いと。いつあき始めるのかというところが読めないというところが多分一番問題に感じておられるところなのかなと思います。それは全くそのとおりなんですけれども、であれば、仮設の集約化をしないという選択肢もあるのではないかと思うんです。しないというか、積極的にはしない。要は、仮設がどんどんあいてきて、入居者が減って、これはもう集約化しないとその仮設自体が立ち行かないという状況になるまではとりあえず置いておいて、その後に集約化を始めましょうという選択、これは可能性としてはあるのではないかと思うんですが、それはどのようにお考えですか。それまで待とうと思っておられるのか、その前になるべく、例えば学校用地をあけてあげたいよねということがありますので、積極的に集約化したいと思っておられるのか、どちらでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 団地としてすべからく残しておくということについては、これは物理的に多分無理だと思います。維持管理の問題、それから浄化槽の問題が出てまいりますので、基本的にはどれだけ減っても、例えば入居率が20%、30%となっても、その団地を維持することは不可能になってくると思いますので、集約化はある意味しなければいけないとします。しかしながら、どの程度の入居率なのかということのその辺のルールはつくらなければいけないと思いますし、それから大事なことはどこをまず残すのかということも含めて議論をしていかなければいけない。基本的に集約化の問題について、大変各自治体非常に頭を悩ませております。断念した自治体もございます。そういったさまざまなおコミュニティー、それと一番問題はおコミュニティーの問題です。やはり、あいているから、ではほかの人を入れましょうかといつても、そこに入れてほしくないという仮設住宅の方々もいらっしゃ

いますので、そういったせっかくつくったコミュニティーをまたほかの人が入ってきて壊していただくというのは非常にこれは困ると、そういうふうなご意見もいただいておりますので、そういった集約という問題について、確かに1年前に答弁させていただいた際に、年度内に計画を作成しますというお話をさせていただいたのは事実でございますが、現実にこのように、果たしてどのように集約をするかということについて、現実と向き合ってきますと、非常に厳しい難しい問題を我々は抱えているなという認識をせざるを得ないと思っております。しかしながら、繰り返しますが、集約は必然的にやらざるを得ないという状況は必ずやってくると思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そのとおりなんですよ。しなければいけない時期は来るんだと思うんです。なので、だからそれまで放っておくんですかという話をしたかったわけで。これはちょっと後に回したいところなんですけれども、現実としてやっぱり集約化は難しい、コミュニティーの問題、浄化槽の問題、耐用年数の問題、入居率の問題、いろいろありますと。それが、だから要はどんどん、どんどん先延ばしになっていくんだろうと思うんです。先延ばしになっていくのであれば、あいている部屋というのはいつまでもあきつ放しですよねと。では、何でそこを使わないんだという話はこの後なんですけれども、それをさせていただきたい。なので、要は集約化がしやすくなるまで置いておきましょうよという考え方なのか、そうではなくて、それをも乗り越えて、町民の理解を得て、皆さんにはご苦労をかけます、コミュニティーのもう一度再構築はしてもらわなければいけないかもしれません、集約化は急ぐべきだと思いますか、どちらなのかということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、先ほどちょっと答弁漏れしましたけれども、ご案内のとおり当町で仮設住宅を建てている場所ですが、公共用地もございますが、多いのは民地をお借りしているのがございます。したがって、土地の返還を求められれば必然的にその土地はお返しをしなければならない。そうしますと、集約をせざるを得ないという状況になっておりますので、白か黒かというご質問でございますが、そこはなかなかこうだというふうに言ういうのは現時点としては大変難しいだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。そうですね。白か黒か二者択一の問題ではないだろうと。そのために、ではどうやっていったらいいかというのを議論したいということでござい

ますので、非常にこれは難しいだということは、今のやりとりだけで十分わかったかなと思います。

それでは、ちょっと順を追って、今ちょっとお話が出ましたが、民有地と公有地ということだと思います。それで、集約化するのであれば、集約化させたい優先順位というのがあると思うんです。どこから先に仮設をなくしたいかと、いずれこういう場所に集約化したいと。想像すると、学校の用地を先にあけて、民有地もなるべく早くお返しして、公有地、町の土地に建っている仮設住宅に最後は皆さんでまとめていただくという流れかと思うんですが、それで間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体にどこの団地というつもりは全くございませんが、基本的に集約することになりますと、どうしても仮設住宅の件数の多いところ、そういうところに集約しないと、集約は進まないと私は思います。その場所がどこかということではなくて、基本的にはそういうことだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、仮設をなくしていく優先順位の話をさせていただいていたと思うんですけども、町民の皆さんのお意見として、やっぱり学校施設の校庭にいつまでも残っているのはやっぱり忍びないなという声は、これは確実にある、ほかの議員の方々も耳にしておられることだと思いますので、そのとおりかなと思います。

ただ、今のお話ですと、やっぱり最終的には数の多いところに残していくんだと。その優先順位、学校からですかと聞いたら、それとは違う答えが返ってきたんですけども、もう一度お伺いしますが、学校からなくすという考え方でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設の集約をするという昨年のその話が出てから、仮設にお住まいになっている方々が非常に不安に駆られている部分もございます。うちの仮設がなくなるのかと

か、そういうご意見もいただいておりますが、ですから、軽々にどの場所をということについてはこの場所で計画もできていないうちから明言をするということについては、また不安をあおるということになりますので、いずれこれをもう少し煮詰めていきながら、どこを最終的に残さざるを得ないのかということを含めて考えていかなければいけない、そういう問題だと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうなのかなと、今、推測はしていたんですけども、やっぱりいざ自分の住んでいるところが集約化の対象になるんだよと言われたら、それはやっぱりいつになるんだろうと、どこに引っ越しなければいけないんだろうと、これは不安になるお気持ちは重々わかるんですけども、ある種そこはしんしゃくし過ぎるのも責任ある立場の人間としてはいかがなものかなということは思います。具体的に、例えば何々団地と言わなくとも、そこにお住まいの方が逆にこの辺はなるべく早く優先順位高く集約化していきたいと、丁寧にご説明、またそこにしかるべき理由があるんだということを公的にちゃんとお話しすることで逆に心の準備といいますか、ということもできるのかもしれませんし、蛇が出てくるかもしれないからやぶを突かないでいるという姿勢は少し弱気なのではないかなと今ちょっと感じました。

違う質問に行きたいと思うんですけども、具体的にあと何年ぐらい仮設住宅というのは使えるのかということをちょっとお伺いしておく必要があるかなと思います。その耐用年数の問題と、あとは災害救助法で設置された建物ですので、その法的な部分でいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ちょっと弱気という話が、いずれこれは出さなければいけない話なんですよ。ですから、ただ今ではないということだけで先ほどのような答弁をさせていただきましたので、いずれ町としてその方針、その方向性、出す時期は必ず来ます。そのときは丁寧にご説明をさせていただくという姿勢には変わりございません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮設住宅の耐用年数でございますけれども、厚労省の補助要綱によれば、災害の応急仮設住宅についての耐用年数は2年と定められております。また、財務省の減価償却の表を見ますと、仮設の建物の減価償却期間は7年ということになっておりますので、一般的に考えれば7年はもつんだろうと考えております。

ただ、今年度大分時間がたってまいりましたので、基礎がくいで設置している部分について

は、その辺の調査をするという、今、県では考へているようでございます。その結果を見れば、今後どのくらいもつか、いずれ大まかな制定ができるだらうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 応急仮設住宅のいわゆる許容期間の関係だと思いますが、当初3年でございました。それが1年延長になって4年と、さらに1年延長になって5年と、今は5年まで延長になっていると、そういう状況です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、ちょっと弱気な町長の姿勢のことについてちょっとお話しさせていただいていたんですけども、ですので、いずれしますというのは、厳しいことを申し上げますけども、1年前に伺いました。1年間たって、こちらに何もアナウンスがないでもう一度質問しているんです。それは今言う段階にはないと、それはもちろんそのとおりなんだろうとも思いますが、そこに対して別に1年間サボっていたわけではないと、それはもう当然そうなんだろうと思いますけども、今回また2回目の一般質問をさせていただいているという経緯はちょっとごしんしゃくいただきたいなということは思います。

それで、今、耐用年数のお話、さらには法律的な使用期限のお話も伺いましたので、では具体的にこの集約化はいつでしょうねというお話をさせていただきたいんです。災害公営住宅、もしくは防災集団移転促進事業で団地が完成していくと、今、目下造成中、建築中で、平成27年、もしくは28年にかけて大分多くのそういう恒久住宅が建築されていくのだろうと思います。そのスケジュールをみれば、仮設の入居率が大きく落ち込んでくるというか、これはもう集約化したほうがいいねという入居率に下がってくるのは平成29年ぐらいなのではないかなと個人的に思うんですが、そこを今どれぐらいの年月だろう、いつだろうというお考えがあれば伺いたいと思いますが、これは担当課でしょうか、お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 議員がご承知のとおり、やはり防災集団移転、それから災害公営住宅とその事業と同じように空き住戸がふえてくるというようなことになると思いますので、当課の判断としては、今、議員がおっしゃった年度と同じぐらいになるのかなというふうには思われます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 団地が造成されてすぐに家が建てられるわけではないので、引き渡されて準備をしておうちを建てるところに実際に住んで、住めるようになって初めて仮設住

宅があくということを考えると、平成29年くらいかなと。ということは、もう間もなく26年度が終わりますので、丸2年以上先なんですね。その丸2年あいたままの仮設住宅をどうしましょうかという話をさせていただきたいんですけども、まずなぜ利用できないんですかという話を一番最初に壇上からさせていただきました。これは法律のせいだと、法律のせいというか、災害救助法によって建てられている建物なので、そのルールにのっとるということは必要なんだというお考えかなと思います。それを少し要件を緩和して、弾力的に運用していくよという厚労省の通達があったということも、これは以前の質問でお伺いしたことですが、ただ南三陸町としてはそういう弾力的な運用は実例としては1件も採用していないと、当時のお話はありました。

そうであれば、ちょっと重ねてお伺いしておきたいんですが、災害救助法によって建てられた建物だからという理由以外に、現実的にクリアすべき課題、例えばあいた部屋を何か別の目的に使いたいというときに障害になるものというのは、一体具体的に何があるのかということをもう一度済みませんが、振り返りになりますがお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 一つ考えられるのは、今先ほど言いましたが、審査委員会の中でその優先順位を決めておりますが、その一定のルールとして、例えば狭隘な状態で入居している人、2DKに4人、あるいは1Kに2人、あるいは3Kに6人と、そういった部分の緩和はしておりません。その方々につきましては、やはりるるうちのほうに相談も来ますが、そこの中で線引きとしてそれは無理ですというようなことでお断りを申し上げております。その方々にお断りを申し上げておきながら、目的外の使用をするというようなことになりますと、非常に難しい問題になるのではないかと。ちなみにそういった方々を合わせますと、250世帯から300世帯近くになってしまふと、そういう現実がございます。

先ほど町長が申し上げましたが、あいている戸数が370戸ほどというような話をしたと思います。その方々を緩和いたしますと、半分以上がそういうふうな形で埋まってしまうと。その方々の理解をどういうふうに得るのかということは非常に難しい問題になるのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ということは、町内に例えば狭いからもう一部屋欲しいねと言っている方がいるんだけれども断っていると。であれば、一回断ったのに町外の人が住むと、被災者以外が住むというのはいかがなものかというお話ですね。では、そこを乗り越えるのは何

だろうかというと、実際にこの町に民間の例えれば建物とかで、外から来た方が、被災していない方がこの町に改めて住むという住居というのは非常に少ないと、これも今まで何度も言っています。なのに、あいている、そこには一回断ったからというのであれば、一回断つけれどももう一回聞き直して、もう一部屋欲しい方はもう一部屋住んでもいいですよと、例えば変える。今までのルールを変える、これはなぜできないのか、もしくは変える必要がないとお考えなのか、どちらでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 一つには、そのルールの運用の仕方として、選考委員会というような組織がありますので、そちらのいわゆる総意というようなことが一つ。それから、先ほど町長が申し上げたと思うんですが、まだその時期にはないのかなと。それで、やはり小さい仮設団地になると思うんですが、そういったところの入居率、先ほど申し上げましたように入居率がある一定程度から下がってしまった場合に、仮設住宅として運営ができなくなるというような部分が出てきますので、そういった際に考えたいと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 議論がちょっと堂々めぐりなんですけれども、まだ早いと言いつつ、先ほど平成29年まで集約化しませんというか、できないのではないかという見通しがあるとお伺いしたのに、まだ早いというのは、あと3年放っておきましょうという話なのか。

また、もう一つ、一問一答なので、今のは私の気持ちの部分もあるんですが、選考委員会があって、そこでルールを改正する必要がないのではないかというお話のようですが、どうなんですか。変えようという議論をこちらから持ちかけたことはないんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ございます。ございますが、その際におきましては、やはりちょっとこの戸数を全て認めるのは難しいだろうねというような、そういうお話になりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） であれば、外から来た人をどうやって住まわせるかということは、私としてはぜひ使うべきではないかと、一意見ではあるんですけども、それ以外の利用方法というのも実は探っていく必要があるのではないかなと思っていまして、例えばそれこそ仮設住宅が手狭に感じるので2部屋に人数がわかつて2世帯として暮らすということ以外にも、例えばだんだんふえてきた荷物を置く場所、倉庫であるとか、もしくは事業を新しく始めた

のでその資料を置いておきたいとか、そこを事務所がわりに使いたいとかいう方も中にはいらっしゃるのではないかと思うんです。そこに入居はしなくても、ある程度自由に使えるというふうに要件を緩和するということは今考えられないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今の話をお聞きしますと、いわゆる倉庫になってしまふと思います。基本的には、前にもちょっとお話をいたしましたが、例えば町から要請するボランティアでございましたり、建設業者の方、そういった方というようなことで大体限られておりますので、倉庫として転用するというようなことは原則認められていないと解しております。ですから、非常に難しいのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 何でしょうね、ルールなのでという制限がやっぱり多いのかなと思うんです。現実的にその要件を緩和した際に、何十人、何百人の方がそこに手を挙げるのかというのを私も正直わからないところもあります。それに対する事務量というのも、これも膨大でしょうし、かえって混乱を招くおそれもあると思います。思いますが、何もしないでただあいている部屋がただあいているという現状はもったいなくないですかという話をずっとしているんですけども、それは法律上無理なのでという話で返されると、では何で法律を変えようとしないんですかというお話になるんです。であれば、そこに必要性というのはこれこれこういうふうに認められるというデータを持ってくるなり、住民の声を届けるなり、それはそうなんだろうと思うんですけども、1年間待った結果、同じ返答が帰ってくるというのを、これは私としては非常に心外な部分がございます。そういう法律を変えて、仮設住宅の空き部屋を有効に利用しようというお考えになぜならないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、今、後藤議員がおっしゃっている話以外に、さまざまな課題がございます。例えば、我々が、先ほど言いましたように、集約化をしましようということの方向性は出しております。明確なこの時期にということではございませんが、集約化という方向は出している。今度は、空き室を利用するということになりますと、まさしくそれと相反する問題がまず一つには出てくるということです。

それから、2点目なんですが、これが非常に大きいんですが、コミュニティーの問題です。

これは何回も言いますが、今、仮設にお住まいになっている方々、あいているところに他人といいますか、違う方を入れては困るということを明確に言っている仮設団地の方々がいら

っしゃいます。そういった方々の部分については、当然ながら入れるというわけにはなかなかまいりません。

それから、3点目なんですが、町でもし、例えば仮設住宅の払い下げを受けたりする場合に、そういった改築費とか、解体費、この財源は町の単費です。その金をどこからどう捻出するのかということも含めて、さまざまな要素が絡んでいるということでございますので、後藤議員は明確にわかりやすい答弁ということを望んでいるんでしょうかが、そういったさまざまことを抱えながらの問題ですので、大変我々としても集約も含め、それからあるいは目的外使用も含めて大変苦慮しているというのが現実です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、もっとほかにもあるんでしょうけれども、問題としては、今3点、これが主な要因かなというのをお伺いできたので、集約化に関していいますと、29年度まで集約化は難しいのではないかですか、だったら、28年度末までは弾力的に使ったらいいのではないかですかということをご提案申し上げたい。

それから、コミュニティー、もともと震災で被災を受けて、もともとあったコミュニティーが分断されて、いろんな方が新しく仮設団地で新しいコミュニティーをつくり上げていると。それがまた、例えば違う地域から来た方に、何かトラブルが起きたとか、要らぬ心労を、町民の負担になるようなことはしないほうがいいのではないかというお話ですけれども、あの震災で南三陸町民が学んだのは、日本国民はどれだけこの町を見てくれて、どれだけ支援してくれて、その人たちとつながってきずなを結ぶということがどれだけすばらしいかということを学んだのではないでしょうか。それが、隣町から来た人はちょっと入れたくないというのは、それは現実問題いろいろな場合が想定されるので、きれいごとだけではおさまらないと思いますが、どうも私には面倒くさいのでやりたくないですというふうにしか聞こえません。

それから、払い下げを受けた場合の財源というお話ですけれども、払い下げをしてほしいということは私多分一言も申し上げておりませんで、今の現行法のままで弾力的運用をという、解釈を拡大して、例えば倉庫であるとか、ほかの地域の方を入れるのが難しいのであれば事務所であるとか、エアコンを新しくお住まいになった場合にエアコンを自分の新しいお住まいに持っていく方がおりますので、エアコンがついていない部屋というのもあると思います。そういうところは逆に人がお住まいにはなれないと思いますので、今後お住まいになることはできないと思いますので、倉庫がわりにするとか、いろんな方法があると思うんで

す。自治体に、仮設団地に、そのコミュニティーがあつてとおっしゃるのであれば、そこで生まれたコミュニティーにあつてお任せして、その自治会の中で誰が使うか、またはみんなの共同の物置にするのか、お好きに使っていいですよという方法もあるのではないかと思います。

私、この問題、今取り上げているのは、今やらないと、もう後無理だと思うんです、それこそ。あと1年後、2年後に弾力的運用が開始されましたと言われても、使える期限は半年や1年だったりして、有効には使えません。なので、制度を変えるというのは大変大きな仕事ですし、皆さんのご負担があるんだと思いますが、今やらないと、後はもう二度とできないと思っているので、今回質問させていただいている経緯がございます。その点、ちょっと今質問が多かったのであれですけれども、集約化されるまで、期限つきでも結構ですので、弾力的に運用する方法というのはお考えではないのかどうかお伺いしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど町長が申しましたように、基本的にルールの決め方として、何%の空き室が出てきた場合にはそういうところは集約を方向性として示すというようなお話をさせていただきました。ですから、基本的に例えばですが、地域優先の団地とかというのは、小さい仮設住宅がございます。そこのいわゆる入居率が何%に達したらというようなことがその29年度以前にそういう方向になった際には、そこは集約をしたいと、そういうふうに考えております。ですから、全体から見ればわずかなパーセントになるかもしれません、基本的にイメージとして、その団地には被災者の方々と混在しないような形でそういうそれ以外の方に入っていただくというような、そういうイメージは持っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） なかなか有効な提言がこちらもできずにいるんですけども、時間の関係もありますので、お伺いしておきたいのは、入居率がだんだん下がってきて、例えば半分減ったら移動してもらいましょうというお話なのかちょっとわからないんですけども、今のお考えだと、集約化が町内のあちこちで一遍ではなくて毎月のように、今度はあっち、今度はあっちみたいな形でなくなっていくような気がするんです。それこそまさに町民が不安になってしまふというか、次はどこだみたいな。なのであれば、それこそどんなに減っても集約化は29年度以降ですか、もしくは28年度の何月に1回見直しますとか、次の集約化は1年後ですか、何だかわからないままだあつておる部屋だけどんどんふえていくと、この現状がやっぱり気持ちが悪いんです。そういう期限を切って、目標を設定して町民にお

知らせするということは不可能なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これも先ほど町長が答弁した部分になると思うんですが、入居率が一定の割合を下回るようになった時点で自治会との協議をすると、そういうルールは必要だろうねというような、そういう答弁をさせていただいたと思います。ですから、ある一定の入居率になった時点で、それぞれの自治会の会長さんがいらっしゃいます、自治会がございますので、そちらと協議をさせていただいて、それでオーケーだとオーケーサインが出た場合には集約をすると、そういうルール決めをしようかというふうには考えておりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 当然、集約化するには自治会の了解というか、は当然必要ですので、だから質問したのは、ばらばらに協議が毎月のようにあちこちで行われる可能性がありませんかと、それをやめませんかと言ったんですけれども、そういうお考えはないというお考えのようですので、できれば、まだ始まっておりませんので集約化というのは、今後検討する際に、一時期にまとまって集約化というのはおつらいでしょうが、今回びしっとやりますと、もう二度としませんという示し方のほうが町民としては納得しやすいのではないかなどと思しますので、一つの意見としてご参考にしていただければと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここでの議論というのも大変重要だと思います。反面、現在、入居になっている方々、そういった方々の思いということも十二分に受けとめないと、ただここで言葉のやりとりだけで、こうします、こうしますというわけにはなかなかまいらない部分もございますので、そこはひとつ今、自治会長さんのお話も出ましたけれども、そういった方々のお話もいただきながら集約の方向に向けて一定程度、先ほど言いましたように、入居率がどれぐらいになったらやらなければいけないのか。今、ちょっと建設課長にも聞いたんですが、いわゆるもっと問題なのは受水槽の問題があると。滅菌等をやっていくと、人数が、入居率が減っていくと、そうしますと飲用水として使えなくなってくるというそういう課題も大きいというお話がありますので、そういうトータルで我々としていろいろ議論しながら、それから繰り返しますが、入居者の皆さん、自治会の皆さん、そういった方々のご意見等を踏まえながら進めていかざるを得ないんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 答弁は要らないですけれども、私も仮設住宅に住んでおりまして、仮設住宅の自治会の自治会長をしております。

それでは、次の質間に移りたいと思います。ちょっとこちらのほうがいろいろ大変かなと思っているんですが、2件目の質問なんですが、新市街地のソフト事業の今後はということで、ちょっとふわっとした質問で大変恐縮なんですけれども、お伺いします。

八幡川の、先ほど同僚議員も右岸のほうについてのご質問でしたが、私は左岸のほうについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、間もなくというか、あと1年足らずで志津川市街地のまちびらき先行エリアと言っていた地域が供用開始になります。行政サイドとしてやれることというのは、はやりハード事業、造成をして、そこをどうぞお使いくださいと引き渡すというところまでがやはり行政の仕事かなと、大きい仕事かなと思います。ただ、その後、そこにどうやってにぎわいをつくり出して、どういう人たちがそこで生活して、外からどういう人たちがこの町に来るのかということを考えていかなければいけないと思います。それがいわゆるソフト事業なのかなというふうに思っておりますので、その今後をちょっとお伺いしたいんですが、まず一つ目として、先ほどもちょっとお話をありがとうございましたが、志津川市街地の申し出換地がございました、それが完了したというお話ですので、その状況と今後の見通しについてお伺いします。

2点目として、造成が完了する地区、今申しました五日町とか十日町とか、あの辺が一番早いと伺っておりますが、そこへの道路事情、アクセス道というのはどのようなタイミングであったり、どのように整備される計画なのかということが2点目。

3点目として、新しい町のソフト面での充実をどう図るのかと、これは非常に難しいと思うんですけども、先般議会に対しましても、まちづくり会社を第三セクターで設立して、そこにそういうソフト事業を担っていただくんだというお話があったと個人的には解釈しているんですけども、その現在の動きとかを含めましてお伺いしてみたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございますが、新市街地のソフト事業の今後はということについてお答えさせていただきますが、まず1点目、志津川市街地の申し出換地の状況と今後の見通しについてでございますが、申し出換地は被災市街地復興土地区画整理事業区域の地権者を対象といたしまして、換地の希望先を申し出いただくものでございまして、7月16日から9月30日にかけて行ったところであります。最終的な申し出対象者数

は176人、このうち申し出を行ったのが157人、申出書提出率が約90%となっております。

申し出は、政策的に配置する町有地の箇所を除いた中心商業、沿道施設、水産関連、流通工業、自然的土地利用、その他の各エリアに設けたゾーンに対して申し出していただくことになっておりまして、申し出の面積が各ゾーンの面積を上回った場合は、あらかじめ定められた優先順位により換地する土地を定めることとし、申し出の面積が各ゾーンの面積を下回った場合は、不足する面積に町有地を換地することとしております。

今回の申し出対象面積は、現在の区画整理区域全体の宅地約39.8ヘクタールのうち、民有地約17.9ヘクタールが申し出対象となっておりまして、主なエリアの申し出状況を申し上げますと、中心商業業務エリアでは整理後の面積約4.9ヘクタールに対し整理前民有地約2.6ヘクタール、沿道施設エリアでは整理後面積約3.9ヘクタールに対し整理前民有地約4.9ヘクタール、水産関連エリアでは整理後面積約5.6ヘクタールに対しましては整理前民有地約2.1ヘクタールの申し出ということになっております。

今後は、申し出の内容を精査いたしまして、換地の設計を進めていくということになりますが、可能な限り申し出の内容が反映できるように努めていきたいと考えております。

なお、各土地の換地先を決定する仮換地の手続は、来年平成27年6月ごろを予定いたしております。造成完了後における民有地の活用はもちろんありますが、町が所有する宅地の有効活用が図られるように配慮しつつ事業を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の造成が完了する地区へのアクセスについてであります、住宅が建設される高台では、それぞれを結ぶ高台連結道路、さらに災害時に低地部から東地区へ避難するための高台避難道路を設置することといたしておりますが、一方、低地部の早期整備エリアである観光交流拠点につきましては、橋梁に接する部分などの一部を除きまして、平成27年9月ごろの完成、宅地引き渡しを予定しております。この時期には、十日町地区から新井田地区にかけての国道45号も供用が開始される予定となっておりますが、国道45号の汐見橋及び国道398号の八幡橋は工事施工中であり、当面は五日町地区から西側にかけて現在の迂回路を使用するということになります。将来の造成完了時には、かさ上げした低地部と高台へのアクセスとして、既存の町道などとの接道を図り、滞りのない交通路を確保する計画としております。

また、志津川市街地を中心とした新たな町の活性化に資する交通体系の構築に向けて、復興まちづくりと生活交通を一体的に検討し、町民が安心して暮らし続けられる利便性の高い、持続可能な交通環境の整備を目指していくことが必要であると考えております。町としまし

ては、復興事業を見据えた公共交通ネットワークの将来ビジョンを検討して、志津川市街地と高台団地をつなぐ循環バス路線の設定など、その実現に向けて具体的な再編を計画とともに、高台団地及び各種アクセス道路網の整備と歩調を合わせまして、町民バス等の改善、見直しを段階的に実施していきたいと思っております。

次に、3点目、新しい町のソフト面での充実をどう図るかということでございますが、町では、今後市街地整備をする中で、商店街用地やイベント広場整備、それを接続する橋梁等、さまざまなハード事業を行いますが、グランドデザインを具現化するために、官民連携によるソフト事業も並行して考えていかなければならないと考えております。

現在、まちなか再生計画策定に向け、商工会や地元商業者によって、商店街の本設復旧に向けた取り組みを行っているほか、観光特区の設定によって企業誘致等施策を申請中であります、今後については、それらの施策をまちづくり会社が担い、復興関連事業を早期に軌道に乗せ、産業振興などによる地域活性化を図るため、低地部の土地利用の促進や生活利便性の確保を図るなどのソフト面での充実を図っていくと、そういう計画になってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 志津川市街地、最初にお話をしておきたいのは、志津川市街地のお話をさせていただくんですけれども、大分規模が大きいですし、この事業手法というのはなかなかほかの地区でなされていない部分でもありますが、この町、志津川地区をどうにぎわわせるかということが南三陸町全体の活性化には非常に重要だろうとも思いますし、ここでの事業形態、事業手法というのが、例えば戸倉地区であるとか、入谷地区であるとか、歌津、伊里前地区であるとか、そういったところに波及していくということも十分考えられるんだろうなと思いますので、これは町として非常に重要な取り組みなのではないかなと思っております。

それで、順番に、今範囲がちょっと広い質問なので、少しづつ整理させていただきたいなと思うんですけども、まず申し出換地が行われて、実質的な作業内容というのは来年の6月ぐらいに大体詳細が出ていくるというお話だったかなと思います。まず、数字として知っておきたいなと思いますのが、民有地と町有地というのは、これはどのくらいの割合であるのかということですね。ちょっとこれをまず最初にお伺いしておきたいなと思います。

民有地というのは、基本的には民間の方がご自分で活用されるということでしょうから、町有地というのがそこにあることでどういう効果が期待できるのかという後のお話につながっていくかと思いますので、まだ作業が完了していないということですが、大体の割合でもし

押さえておられたら聞きたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 割合ですが、宅地全体で39.8ヘクタールあります。そのうち、今回申し出の対象となっている面積につきましては、約17.9ヘクタール、割合にして45%です。差し引きが町有地ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） さらにもう一個お伺いしておきたいのが、申し出換地をされて、先ほどいろいろ一定のルールの中で換地が行われますよという町長の答弁がございました。であれば、町民が申し出た希望があると思います。この地区がいいとか、こういうところでこういう業種をやりたいという希望は、大体どれぐらいがかなえられているのかということをちょっとお伺いしておきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 申し出対象者が、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり176名です。うち現時点で申し出をされた第1希望のところに換地が想定されるのは約133名で想定しています。割合的には94%程度かなと。残りの方につきましては、第2希望だったり、第3希望だったりと、これはあくまでも現時点というふうに押さえております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ということであれば、この申し出て換地をするという制度というのは、これは非常に有効な施策の一つなんだろうなと思います。換地というのは基本的に土地をやったりとったりするわけで、道路分だったりとかは減って減歩されるというようなこともあるんですけども、申し出を受けて、それについて第1希望がほぼ、中には第1希望ではない方もいらっしゃいますが、割合でいうと大分多くの方が第1希望に入られたというのは非常に喜ばしいことかなと思います。

町有地が半分以上あって、民有地のほうは大体おおむね希望どおりになっているということのようです。これは、ただ希望がかなったよというお話だと、さも町なかは非常にぎわいが創出されるんだなというふうに想像してしまうんですけれども、場所によってはやっぱり人気があるところとか、人気がないところということというのは当然あると思うんです。それを、今の段階で分析というのは早いのかもわかりませんが、どういったところが人気があつて、どういったところが余り町有地が多くなってしまったというおおよその傾向などがあれば、ちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、比較的人気が高かったところ、要は申し出の対象の面積を上回ったところということでこちらで押さえているんですが、そちらにつきましては、現の新井田のあたり、計画でいうところの中央地区と区画整理エリアがちょうど接近するところですかね、そこの45号を挟んだ東側の土地、要は新井田周辺が比較的人気が高かつたと。

逆に、ちょっと申し出量が少なかったというのが、土地利用としては水産関連エリアとして土地利用を見込んでいました大森のあたり、新しい新井田川のちょうど右岸側になりますかね。こちらのゾーンで若干申し出の状況が低かったというふうに解析しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 新井田のあたりというのは、なるほどそういうことかなと思います。

それで、先ほどちょっと同僚議員が一般質問の中で触れていたことなので、余り深追いするのもあれかなと思うんですが、前回、条例を改正しまして、八幡川左岸の町有地に例えれば民間で今低地部に土地を持っておられる方がそこに移動したり、土地を交換したりできますよという条例を議会でも可決したと思います。そうなると、先ほど右岸側では大体6割ぐらいの方が土地利用を考えている。その中にはその場所でという方もいれば、東側に、左岸に移りたいという方もどちらもいるというお話だったかと思います。ほかの4割の方というのは、これはどういうお考えなのかというのが、もしおわかりでしたらお伺いしたいなと思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 残りの4割の方は、その他とあと無回答ということで、特に回答を示していない方が大半の4割と集計しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） いろいろあちらこちらから質問させていただいてあれなんですかれども、何が言いたいかというと、市街地でにぎわいをつくっていくときに、行政側の行政なのか、誰かがリーダーシップをとってというんですかね、先頭に立って引っ張っていかないとなかなか町民の皆さんがついてくるのは難しいのではないかという数字があらわれているのかなと思います。人気があるのが新井田の地区ということは、土地を持っておいて、お貸しするというふうに考えておられる方が恐らく多いんだろうということですし、水産加工業で今現実に工場も動いておりますけれども、その部分が人気がないということであれば、そ

ういう事業に対してのもしかしたら不安であるとか、はっきりと先が見通せるところはやっぱり人気がある、そうでないところはなかなか人気がないということなのかなと思います。であれば、牽引力といいますか、誰かが先を行って引っ張っていく必要があるんだろうなというふうにこの数字からは見てとれるのではないかなと思います。

それで、また左岸の土地利用についてなんですかけれども、一点別の切り口からお伺いしておかないといけないなと思うのは、道路であるとか、造成工事の間、例えば1年とか2年とか、今までそこで実際に利用されていた方がやはり立ち退きではないですが、移動を迫られる状況というのはあると思います。そのときに、例えば違う土地に移ってもらうのか、そのままそこはもう利用できないので違う利活用を考えていただく以外にないのか、復興事業が進む間のつなぎといったらいいんでしょうか、全部一遍に工事が終わってどうぞというのであればいいんでしょうかけれども、それはなかなかできない。少し待って、少しずつ移動してもらって、また移動してもらって、移動してもらってというので町ができるんだろうと思いますので、そのつなぎというのはどのように今対応されてたり、お考えなのか。また、その相談の窓口というのは一体どこに行ったらいいのかということをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 今の区画整理内で営業等、土地を使っている方に対しましては、まさにケース・バイ・ケースで、個々に対応することで一件一件対応させてもらっています。中には、営業をそのまま休止しないで新しいかさ上げが終わったところで再開したいという趣旨を持っている方もいれば、一旦どこか仮の場所があれば、そこで一旦土地利活用を計った上で、またかさ上げが終わり次第、要は自分が希望した申し出のところの土地が使えるような状態になってきた時点で戻ってきたいというようなことで、ケース・バイ・ケースがありますので、そちらについては一件一件、我々のほうで個別に対応させていただいています。

あと、相談の窓口につきましては、当課にお問い合わせいただければ対応させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 左岸の現在の状況というのが大体見えてきたのかなと思います。それで、まちびらきをしたエリアへのアクセスということに話を移させていただきたいと思うんですけれども、先ほど平成27年の9月ぐらいに造成が完了して、供用開始となると。国道45

号は橋はまだ渡れないけれども、要はこちらの沼田地区であるとか東側からのアクセスは確保できるというようなお話だったのかなと思います。398号についても橋梁工事はまだ終わっていないと。ということであれば、まちびらき先行エリアで商店が営業を開始する際に、道路というのは基本的に現状のままといいますか、45号の東側は生きていて、そのまちびらき先行エリアに入ってくる道路は今の迂回路をそのまま利用するという計画であるというお話だったと思います。であれば、それが工事として完了して、我々がよく見せられる平面図で、398号線が八幡川を斜めに横断して、45号が10メートル以上の高さで町に侵入してくるというのが完了するというのとどれぐらいずれがあるのかということをちょっとお伺いしておきたいと思いますが、今の時点でおわかりでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） それぞれ、398号については県の事業、国道45号汐見橋につきましては国の事業ということで、どうしてもやはりそちらの事業者の方での今後の事業展開になると思います。現時点でそれぞれの事業者に確認していますのは、やはり来年のこちらの早期まちびらきエリアの造成が完了した来年の9月時点では全く現状のままということを聞いております。ただ、鋭意橋梁の下部工工事等、工事は蕭々と進めているということで、ではいつになったらその新しい橋が渡れるのかにつきましては、やはりなかなか明確にできないと。要は、下部工が終われば上部工を発注し、上部工が終われば前後道路の造成工事を発注しなければいけないということで、どうしても不調等が1回あると三、四ヶ月おくれてしまうこともありますので、現時点でそれぞれの施工者側からは明確な供用開始時期というのは示されていないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） これをお伺いするのは、まちびらき先行エリアで商店を営業したい方が、要は復興の工事事業の最中にお店をオープンするというのは、これは危険ではないのかというような見方も一部にはあるというふうに聞いております。ただ、もう一方では、それが全く全て安全になってからしか営業ができないというのであれば、これはまたいつまで待てばいいのかわからないと今お答えでしたから、それもよろしくないと思います。であれば、どういう売り方ではないですけれども、町が変わっていく中に復興していく商店という方向性で売っていくことも一つの提案としてはあるのかなと思いますが、その辺、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤議員がおっしゃったようなご意見があるというの私も聞いてございます。ただ、基本的に私がお願いしているのは、商店街がいわゆる本設でいくということは、商店の方々だけの問題ではなくて、やはりこの町に求められるのは利便性の問題を求めておりまますので、でき得れば、その早期まちびらきエリア、高台になってしまいますから、道路も、45号線も明確に、橋も含めてできていないというところでございますが、しかしながら、一方45号線はできます。つけかえの45号線はできますので、そこから安全に入ることとは当然我々としてやるべき仕事だと思いますので、できれば商店の方々には復興のいわゆるリーダーと、トップランナーという形の中で、早くこちらのほうにおいでいただいて、そしてこの壊滅した町から利便性を含めた形の中で、町民の皆さんにご提供いただくということが非常に大事なことだろうと思います。

繰り返しますが、商業の方々だけの問題ではなくて、町全体を考えた中でのそういった出店、本設ということについてお考えいただければ大変ありがたいなと、そういうふうな話はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この（1）、（2）の質問で、町を今後どうイメージしていったらいののかということは、一つ一つ細かく見ていっても難しいし、全体としてどういう雰囲気の町にするんですかと、この町って何がいいんですかねという考え方を、以前それは別の一般質問でさせていただきましたけれども、非常に難しいというのはよくわかります。では、それを誰にやってもらいましょうかというか、誰がやるんでしょうかということが、実は一番聞きたいこととして、まず一つでてくるのはグランドデザインですね。隈先生に描いていただいたグランドデザイン、これは町民の一定程度の理解があって、大変高名な建築家の先生ですし、今後この町に人を呼んだり、この町のコンテンツとして、売りとして売っていくものなんだろうというのは非常に大きいと思います。答弁の中でそれを実現するのが目標だけれども、そこに向かってどういう体制をとっていったらいいのかということを今考えていると。

その中で、言葉として、ハードと並行してソフトの面は官と民の連携を十分にとってやっていかなければいけないというお答えがあったかと思います。まさにそうなんですけれども、これは例えば民間の方が新しいまちづくりの中でこういうことをやりたいと。例えば今の商店街のお話もそうですけれども、こういう我々としてはこういうふうな事業をやりたいんだといったときに、連携というのは必ず必要だと思います。ただ、その相談の窓口というのが

若干見えづらいのではないかなど個人的には思っております。そこを見えやすくする必要性であるとか、もしくは今担当しているのはここなので、ここにぜひ行ってくださいということがあれば、ちょっとまずお伺いしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに今おっしゃるとおりでして、窓口がどこなんだということ。要は、いろんな問題を包含した中で、専門的な知識、あるいは広範な知識を持っている窓口がないとなかなか大変だという思いがあります。我々、今、検討させていただいているのは、そういった方々のいわゆる町としての組織として、そういう分野がどこか必要なんだろうということで、今検討させてございますので、ある意味、部屋になるのか、室になるのか、その辺はまだまだこれから検討しますが、いずれにしましても、そういう総合的に相談に来たときに答えることができるポジション、セクション、これは必要なんだろうと。そういうふうな認識で町としてはいます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まさに、ほかの自治体とかの例を見ましても、ここを目印に来てくださいと、これは町内、町外問わずだと思うんですが、そういうところをぜひつくっていただいて、気軽に相談に行くとともに、そこに行くとまちづくりを担おうとしている団体であるとか、企業であるとか、個人であるとかつながりやすいということ、これが一つキーワードだらうと思いますので、ぜひその方向で前向きに検討していただければありがたいなと思います。それには当然、民と民の連携もある程度そこに行くと図れるということもちょっと期待したいなと思うんですが、そこはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然そうだと思いますし、それから多分後藤議員もお聞きになっていると思いますが、今さまざまNAOやら、NGOやら、それからさまざままちづくり団体等を含めて、いろいろ混在しています。これをマネジメントするセクションというか、いわゆる方、そういう人がいないと、みんなそれぞれ方向性がばらばらだということもよく指摘をいただいております。ですから、これは民の分野でその辺をコーディネートする人もこれはある意味、どなたかと言われても困るんですが、そういうポジションの人もいないと、方向性がばらばらということについては、これはまずいんだろうという思いがありますので、せっかく今東京からいろいろな方々がおいでになって、地域の方々と懇談会をやっている方々もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々にも相談をしながら、その辺の取り

まとめをどうするのかというのを含めてご相談をしてみたいなという想いでいます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、ちょっとそのお話が、東京からであるとか、町外からいろんな方が来て、町民の皆さんといろいろ意見交換をしたりとか、何ていうんですか、ワークショップというんですか、ああいうものをやったりとかされていて、そういう方々の知識であるとか、ノウハウを生かしていきたいというお話でした。

ちょっと一つ、今までの本流とちょっと違うのかもわかりませんが、町長にお伺いしたいんですけども、外から来た方に、この町では頑張っている方というのが随分多いよねと、実はお話しされることができが私自身も何回かありますし、実は中にいるとそうだろうかという思いが実はあったりするわけです。自分も含めですけれども、もっと頑張らなければいけないのではないかと。ただ、そういう外から来た人が、この町の資源であるとか、人材であるとかを発見していってくれるということがこの震災後の3年間、この町にとっては非常に大きい財産になっているのではないかと個人的には思うんですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私も大変たくさん、この3年8ヶ月、間もなく9ヶ月になりますか、たくさんの皆さん方といろいろお会いさせていただいて、いろいろなご意見をいただきました。今、おっしゃったようにこの町の資源、いわゆる自然環境も含めてそうなんですが、そういうふたすばらしさ、それから食材のおいしさ、それから人のあったかさ、そういうことをよくお話しいただきます。ちょっと割り引いて考えなければいけないのかなと思っているのは、彼らがお入りになったときに、根底に被災地の人というそういう思いがあります。ですから、被災地でもこんなに頑張っている人がいるというお話。ですから、底辺にそこがある。そうではなくて、被災ということを取っ払って、本当にこの地域としてどれほどの魅力があるのか、あるいはこの地域の人間の魅力がどれほどあるのかということを、いわゆるフラットな形で見ていただけるようになればなおいいのかなという想いがあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね。被災者割引といいますか、その分割り増しで評価されているという認識もあるのかなと。であれば、今、期せずしてそういうお話になりましたので、そこを本当にフラットに見たときにやっぱりこの町、あの震災を通じたけれども大きくなつたよねと言われて初めて復興なんだろうなという想いを今共有させていただいたような気が

いたします。それは非常に大切なことかなと思います。

であれば、その人たちが輝きながら仕事ができたり、まちづくりについて前向きに向かっていくために、どういう仕組みをつくっていくのかと、用意するのかということを、これは非常に難しいですが議論しなければいけないことだと思います。そのために、まちづくり会社という提案が前回あったのではないかなと思っているんですけども、そのまちづくり会社は今どの辺までお話を進んでいるのかというのはお伺いしてもよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前にちょっとお話をさせていただきましたが、いわゆるそういったコーディネートをする役割を担うという意味ではそういう会社ということでお話をさせていただきましたが、現在率直に申し上げまして検討中ということあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 検討中と言ってお座りになるということは嫌な予感がいたしますけれども、検討中ということですから、どうなんでしょう、例えば先ほど官民連携で何かセクションをというお話がありました。それとまちづくり会社というのは別物と考えてよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ包含になっていると思います。後藤議員がご承知のように、今商工会を中心にしてまちづくり会社の設立の方向に向けて進んでいるというのがございますので、そこも含めてどう今後あるべきかということについて、先ほど検討すると言ったのは、実はそういう、どうまちづくり会社として、位置づけとしてあるべきかということを検討したほうがいいだろうということでのお話をございますので、悪い予感ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 状況が変わりつつある中で対応するために十分な検討が必要であると。何で私がフォローしているのかという話もありますけれども、よくわかりました。

今、ちょっとお話が出ましたけれども、町内に別に、別にといったらあれなんですが、商工会さんでしょうかね、中心になってまちづくり会社を設立する動きがまさに今お話しされたとおりであると。ということであれば、町内にまちづくり会社が2つできてしまうのではないかと、単純に考えればそのような懸念があるんですけども、その辺ちょっと、これはご説明いただいたほうがいいのかなと思いますが、どういう状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 商工会からは10月末か11月に商工会の方々がおいでになりまして、こういう趣旨ですという趣旨説明はいただきました。ただ、何月という予定スケジュールだけ大枠で説明ただきましたので、これからそちらのほうも具体的になってくるんだろうと思います。その辺の推移を見守りながら、ある意味我々としてもそういった商工会の皆さん方の当然ご支援をいただきたいというお話でございますので、そこは我々としても積極的に支援をしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ある程度、まちづくり会社にしても、その官民連携にいたしましても、草案というか、青写真といいますか、そういうものがあるのだろうという前提で一般質問をさせていただいているといいきさつもありますし、そこがまだ余り固まり切れていないんだと、今後もう少し修正を加えたいんだという恐らくお考えだろうと思いますので、であると、もう何というか質問のしようがない部分が実はあるんですけども、一つ提案といいますか、こちら、町民、議員として、一体そこにどうかかわっていくべきかということを考えた場合に、町民側としても、外から来てくれる何かスーパーマンみたいな方にまちづくりをお願いしてお任せするという姿勢では、これはいけないと思うんです。自分たちもある種汗をかかなければいけない部分でもあると思うし、それを経ることで、その失敗があったりいろいろなことがあると思うんですが、それを踏まえないと逆に町というのはできていかないんだろうと思うわけです。こういう質問をすると、やっぱり、いつできるんだとか、誰がやるんだとか、給料は幾らなんだとか、そういう話になりがちなんですねけれども、そういう町民がしっかりと参加できる、町民の目線に立って一緒に上から、先ほどその申し出換地の部分では、ある種リーダーとなって引っ張っていく方が必要なのではないでしょうかと、そういう分析ができるのではないかと議員としては思っております。そのお手伝いをするのがまちづくり会社なのかなという認識でいたものなんですけれども、今検討中ということでございますが、その辺、今私が、ちょっと長くなりましたが言ったあたり、町長、どのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これから、南三陸の町をつくっていくということは、基本的にはどなたも経験したことのない町をつくっていくということになります。誰も経験したことがない、

どのようにつくるべきかということをもがき苦しみながら、この3年9カ月近く歩んできたと思います。ですから、ある意味町民の皆さんのが主体になって汗をかくということは当然だと思います。そうでなければ、本当に心のこもった町はできないと思います。しかしながら、反面、この3年8カ月あちこち歩いてまいりました。国の省庁も含めて歩いてきました。全く我々のわからない、いわゆる知識、そういったものを持っている方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々のお力もいただかないと、これもまた町をつくっていくということもなかなか難しいというそういう現実も私は目の当たりにしてきましたので、町民の方々だけではなくて、そういうノウハウを持っている方々においでいただくということについても、これは大変重要なことだと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まさにだから、町民の思いに外がどう応えるのかということなのかなと思います。その町民の思いを、思いというか、実際にやっていますよということをなかなか言いに行けないというのもおかしいんですけども、どこの誰と手を組んだらいいのかというのがわからないというのが町民の悩みなのではないかなというふうな声を個人的には聞いておりますので、先ほどの民間との連携という場合にどういうポジションが必要なのかという質問に至ったわけですけれども、例えばちょっと小さい話をさせていただければ、前回一般質問でUターン者をふやすというお話をさせていただいたときに、この町の魅力を教育の中に盛り込んで教えていく必要があるのではないかというような一連の流れの中で、この町の魅力、キーワードとして、食、食べる食、それから祭り、それからスポーツというあたりが重要なではないかなと一般質問の中でお話しさせていただきました。一番最初の質問で、町有地がどうも換地の55%ですから、20ヘクタールぐらいあるんでしょうか、ある中に、そういう拾い上げられたキーワードを入れ込む余地というのは、これはあるのではないかと思うんですけども、それは具体的に、例えば食、祭り、スポーツというのは、私が勝手に言っていることなので、それにのっとらなくてもいいんですけども、町の中に残る町有地をどのように利活用していくおつもりなのか。現段階ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 主に、今回換地の結果によりまして、大森、本浜、十日町かいわいに町有地が当初の想定よりも多く出そうだという申し出換地の中間報告からも伺っております。町としましては、五日町を中心にまず商店街、それから広場をつくり、あと大森のほうに水産加工施設という部分については早期のまちびらきというところで今進んでいるん

ですけれども、残りの町有地部分については、当然放っておくというわけにはまいりませんので、これから急いでどういう土地利用がいいのかということを考えていかなければならぬと思います。基本的には、公の施設をもうどんどんつくるという状況は考えられませんので、企業誘致を筆頭とした事業系の用地の考え方方が中心になるんだろうと。

それから、その土地にどのようにして形をつくるのかというエンジン的な部分、まちづくり会社という説明をさせていただいておりますけれども、その会社の運営方法等についてもあわせて検討していかないとこの土地利用については抜本的な解決策が出てこないということになりますので、あわせて対応してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） やはり、そこはまだ具体的ではなくてこれからということのようですが、先ほど1件目の一般質問、仮設住宅のお話のときに、1年後にまた同じ質問をさせていただくことになってしまったんですけれども、まちづくりはそういうスピードで進むものではないと思いますので、ぜひ、次々と新しい提案であるとか、前に進んでいるぞというアナウンスがこちらにも欲しいなと思います。

それで、もう一点、これは具体的な話なんですが、復旧から復興で、その先に発展と、町の復興計画にありますけれども、それを難しいんですが、何か一つわかりやすい象徴的なシンボルのようなもの、これが実は志津川の左岸がいいのかどうかわかりませんけれども、何かあったほうが、町民の、先ほど言いました、町民がこれから新しいまちづくりにどんどん楽しみながら参加していくんだという気分、気持ち、雰囲気を醸成する意味でも何か必要なのではないかと個人的には思っております。それが、例えばそれこそ隈先生デザインの何かモニュメントのようなものなのか、ソフト面であれば、そのまちづくり会社というものはこういう機能があるんだよとアナウンスすることなのか、ちょっとわからないんですけども、一番最初に志津川市街地というのは南三陸町のある種中心的な役割を担っていくべきだろうという個人的な思いがありますので、そこから疑問が発しておりますので、そういうしたもの、シンボルをこの地区に何かつくったり、用意したりというお考えは今のところ何かございませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公園事業のヒアリングの中でいつも難儀するのが、拝んだり祈ったりするものはだめよと、それでシンボルだったらいいよというようなことで、ではそのシンボルの定義というのも非常にまた難しいところで、なかなか公園事業の計画策定が進まない

という理由も一つあるんですけれども、当然、慰霊碑になるのか、いろいろな形でそういうものをつくるということは、必要になるんだろうと思いますけれども、その場所として左岸でいいのかどうか、そこも含めてこれからやはり検討しなければならないと思います。

ただ、現在、その隈 研吾先生のグランドデザインをベースに左岸のまちづくりを進めているふうに走っておりますけれども、中橋をつくったりとかという部分的な情報発信はさせていただいております。全てそのグランドデザインどおりにということではなくて、幾つか場所、場所ごとにここにはこういうイメージでという話をしております。今の段階ではシンボルで物を建てるということではなくて、川と海、このラインを復興まちづくりの一つのキーワードに据えてみたらどうだろうというような、ぼんやりとした考え方なんですけれども、そこにはもしかするとポートパークのようなものができるかもしれませんし、変わったイメージの観光用の橋ができたりするかもしれませんけれども、一つはそういった方向では今考えているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 慰霊碑というお話は出てきましたけれども、シンボルというのは、申し上げたかったのは、未来に向かって町民の明るい気持ちを演出するために何かそういう仕掛けが必要なのではないかなという一つの提案だったんです。それが、復興タワーでも、南三陸タワーでも、復興センターでも何でもいいんですけども、それがハードでもソフトでもいいんですけども、そういうもののがあるほうが、町民が過去を振り返るばかりではなくて未来に思いをはせていくためには必要なのではないかという提案でした。ただ、今、川と海のラインをというお話がありましたので、これが要は南三陸町民らしさというか、南三陸町のまさに売りなんだろうと解釈いたしました。

まちづくり、先ほど町長、誰もやったことがない事業なので難しいけれどもというお話がありました。そのために官と民の連携を図っていくという決意の言葉をいただきましたので、ではその南三陸町らしさ、この町は一体どういう町だよということを外に発信していくこと、今後お考えなのかということを、一言で言うのは難しいと思いますが、何かお答えいただければと思いますので、それをお伺いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 12秒しかありませんが、それはともかくとして、実は、私、町民の皆さんに未来が見えたなという場を提供できたなと思っているのは、5月末に隈先生のグランドデザインの報告会をやりました。我々が想像以上にたくさんの方々がおいでになって満杯に

なりました。あの後に、町民の方々がお帰りになるときに、大変皆さん笑顔でお帰りになりました。あの笑顔を見て、これをいかにすっかり同じではございませんが、どのようにこれを具現化するか、それで私はある意味町民の皆さんのが光というものを実現するための頑張りといいますか、そういうのをやっていかなければいけないというのは、あの時点で改めて意を強くしました。ですから、タワーとかそういう問題ではなくて、要はそういったせっかく町民の皆さんが説明会を聞いて喜んでお帰りになったそのデザインをしっかりと我々としてつくっていくということが、非常に我々に与えられた大きな使命だと思っておりますし、それに向けて我々もこれから一丸となって頑張っていきたいと思います。いずれ、さまざまな障害を乗り越えながらやっていかなければいけない復興事業ですが、いずれ議員の皆さんと手を携えながら一緒に頑張っていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時45分 延会